

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調 査 係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 28 年 9 月 27 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 4 9 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、川畑副委員長、石田・高橋（克幸）・中村（誠吾）・ 前田 各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、石田委員、中村誠吾委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。

「小樽市既存借上公営住宅制度について」

○（建設）越智主幹

それでは、お手元にごございます資料に基づきまして、小樽市既存借上公営住宅制度について報告いたします。

初めに、1の制度の概要ですが、本市のこの制度は、民間が所有する既存の賃貸共同住宅を市が借り上げ、これを公営住宅として住宅に困窮する子育て世帯に低廉な家賃で供給する制度です。借り上げ料のおおむね3分の1は国の公営住宅等家賃対策補助金、おおむね3分の1は入居者の家賃で賄われ、残りのおおむね3分の1が小樽市の負担となります。

次に、2の借り上げる住宅の条件ですけれども、借り上げ期間につきましては20年を前提とし、当初の借り上げ契約期間は10年、借り上げの契約に支障がないことを確認した上で、さらに10年間契約延長することとします。

予定戸数は平成29年度はおおむね10戸程度、借り上げの単位は1棟またはフロア単位。例えば住戸が廊下に接している片廊下型の住棟であれば階、フロア単位。部屋が階段の両側にある場合は、その階段に玄関がある住戸単位とするなど民間での賃貸借契約、それで行って、入られている入居者の方と公営住宅法の家賃の入居者が混在しないようにしたいと考えております。

なお、同一棟での最少戸数は4戸以上と考えております。

募集エリアにつきましては、平成29年度については「小樽市住宅マスタープラン」で示す「まちなか居住施策の検討エリア」、このエリアは小樽駅、南小樽駅及び小樽築港駅の周辺と山手バス路線沿いで、エリアの大まかな境界は西側が錦町や色内、東側が若竹町、山手側は緑や松ケ枝で、その内側が検討エリアという形になっております。

借り上げる住宅の型別と面積ですけれども、型別は2LDKまたは2DK、1住戸の面積は50平方メートル以上80平方メートル以下を対象とします。

借り上げ料は、公営住宅法の規定に基づく近傍同種家賃の額を基本に、事業者の希望金額を勘案して定めることとしますが上限額を設定したいと考えています。

借り上げる住宅の募集及び選定は、募集は一般公募とし、借り上げる建物自体の状態、立地条件、周辺環境等を加味する形で検討中の選定基準に基づいて、庁内に選考委員会を設けて審査及び採点を行い決定することとしたいと考えております。

次に、3の制度の具体的な運用についてですけれども、入居者が申込時に世帯に就学前の子供がいる子育て世帯とし、原則として入居時に同居している子供が小学校を卒業するまでの期間としたいと考えております。

収入要件等の申込要件には、ひとり親世帯や障害をお持ちの方などが申し込むことができる特定目的住宅と同一とする予定です。

市が行う業務ですけれども、入居者の公募、入居及び退去の手続、入居中の住宅使用料の賦課と徴収、入居者の異動、同居、承継の申請と承認手続等を考えております。

市の負担につきましては借り上げる住居の負担のみとして、事業者の方の負担ということについては応募に当たっての改修費用、それから契約後の日常法定点検、設備更新を含む計画的な修繕、それから随時修繕の費用、退去した後の空き家修繕の費用、住宅、駐車場の除雪等というふうにしたいと思っております。

なお、借り上げた住宅が罹災した場合に備えて、事業者の火災保険の加入を求めたいと考えております。

入居者の負担につきましては、住宅使用料のほか、敷金、共益費、駐車場使用料、消耗品及び入居者の責による建物、住宅設備の破損や配水管の詰まり等の補修費とします。

次に、4 の今後の予定ですけれども、今年度中に制度設計、これは借り上げる建物の採用基準、実施要綱、募集要領等、それから条例改正等を行って、借り上げる住宅の募集を来年の 4 月、6 月には住宅の選定と借り上げる住戸数を決定し、8 月には公募を行い、10 月には入居というスケジュールを予定しているところです。

このまま引き続き、作業の進捗状況を報告させていただき、当議会等でいただいた御意見等を参考にしながら制度設計等を進めてまいりたいと考えております。

後ろのほうに 1 枚資料がついていますけれども、これは借り上げる住棟の単位と状況等の案ということで、例示ということをつけさせていただきました。

## ○委員長

「小樽市空家等対策計画について」

## ○（建設）川嶋主幹

小樽市空家等対策計画の策定について報告いたします。

資料 1 をごらんください。

最初に、これまでの経過ですが、第 1 回小樽市空家等対策会議を 5 月 27 日に開催し、委嘱状の手交、会長、副会長の選任、小樽市空家等対策計画についての諮問などを行いました。

6 月 7 日から 7 月 22 日にかけて空き家アンケート調査を実施しました。これは空き家所有者等の意向などを把握するため、空き家実態調査において空き家等と判定した 2,423 件の中から無作為に 450 件を抽出し、その所有者等にアンケート調査票を郵送により配付、回収したもので、回収数は 194 通で回収率は 43.1%でした。

第 2 回小樽市空家等対策会議を 7 月 12 日に開催し、空き家アンケート調査の報告、小樽市空家等対策計画に関する事項と小樽市の方向性、小樽市空家等対策計画の構成について議論をいただきました。

第 3 回小樽市空家等対策会議を 8 月 31 日に開催し、小樽市空家等対策計画案（「1 計画の策定にあたって」から「3 空家等対策の基本目標と基本方針」）に関し議論をいただきました。

次に、資料 2 をごらんください。

これまで小樽市空家等対策会議で議論された計画案です。

目次をごらんください。

計画の構成案は、「1 計画の策定にあたって」から「5 資料」となっており、「1 計画の策定にあたって」では、（1）策定の背景、（2）本市の現状と特性、（3）策定の目的、（4）計画の位置付けを記載しております。

「2 空家等の現状と課題」では、（1）空家等の現状として、住宅・土地統計調査、空き家実態調査、空き家アンケート調査、それぞれの結果を記載しており、（2）空家等の課題では 3 点、①所有者等の意識啓発、②相談窓口情報の提供、③管理不全な空家等の解消を挙げております。

「3 空家対策の基本目標と基本方針」では、（1）基本目標、（2）基本方針、（3）計画期間、（4）計画の対象、（5）成果指標の設定を記載しておりますが、文書で現在あらわしているのは（4）までで、3 の（5）と「4 空家等対策の取組」以降は、今後の会議で文書化をしていくことと予定しております。

また、現在、文書であらわしている部分に関しましても、会議として確定させたものではなく、今後の会議で加筆、修正等変更する場合があります。

最後に、今後の予定についてですが、資料 1 をごらんください。

小樽市空家等対策会議では、あと 2 回ほど会議を開催し、11 月中に市へ答申することとしております。答申を受けた市では計画案を作成し、パブリックコメントを経て計画を決定いたします。当委員会へは第 4 回定例会で計画

案を平成 29 年第 1 回定例会で計画を報告いたしたいと考えております。

○委員長

「平成 28 年度除雪計画について」

○（建設）雪対策課長

平成 28 年度の除雪計画につきまして、お配りしております資料に沿って報告いたします。

1 の除排雪路線の延長についてですが、除雪路線、排雪路線の延長は、ともに昨年度と同延長で、除雪路線につきましては車道除雪延長 513 キロメートル、歩道除雪延長 112 キロメートル、排雪路線延長につきましては 228 キロメートルで計画したいと考えております。

なお、これまで圧雪状態で管理し、わだち等路面状態が悪化した場合に、除雪作業を行ってございました除雪第 3 種路線において、その一部の 10.8 キロメートルについて降雪または降雪見込み 15 センチメートルで除雪作業を施行することについて計画したいと考えております。

次に、2 の凍結路面の対応についてですが、（1）に記載しています砂散布車による散布延長は昨年度と同じ 56 キロメートルにしたいと考えております。（2）の砂箱設置は、昨年度に比べ 2 カ所多い 649 カ所を考えております。このうち新設箇所につきましては、高島街道線沿線の高島 4 丁目 1 番にある高島診療所付近と高商通線の緑 3 丁目 4 番にある商業高校付近の 2 カ所であります。また赤岩道線の赤岩 2 丁目 18 番の特別養護老人ホームはる付近に、昨年度仮設の砂箱を設置しましたが、今年度はこれを本設にする考えであります。（3）の砂まきボランティアにつきましては、昨年度の実績は 197 件でありました。今年度も市民の皆様にご協力をお願いしてまいりたいと考えております。（4）のロードヒーティングにつきましては、昨年度と同じ 232 カ所の稼働を考えております。

次に「3 雪堆積場の開設」についてですが、市民の皆様にご開設する雪堆積場は、昨年度と同じく幸 1 丁目、祝津豊井浜、中央ふ頭基部、望洋台シャンツェ駐車場、銭函 3 丁目の 5 カ所を考えております。

また、道路管理者専用の雪堆積場は、昨年度利用しました 8 カ所に本年度開設予定の旧塩谷中学校グラウンドを加えて 9 カ所で開設したいと考えております。

次の「4 今冬重点的に取り組む項目」についてであります。また、（1）については昨年度から取り組みましたがたがた路面の解消や除雪第 2 種路線の出動基準の見直しを引き続き実施することを考えております。

また、除雪 2 種路線の出動基準の見直しについては、今年度から本格実施したいと考えております。

（2）の除雪第 3 種路線施行は、先ほど報告いたしましたとおりでございます。

次に（3）ですが、主要交差点 36 カ所について路線排雪の前後に雪山の局部排雪をおおむね 2 回程度実施したいと考えております。

最後の（4）旧塩谷中学校グラウンドに開設予定の雪堆積場についてですが、次のページの右上に「図ー 1」と記載しています位置図をごらんください。

図の中心付近に黒丸で旧塩谷中学校グラウンドの位置を示しております。それ以外の黒丸は近隣の雪堆積場の位置を示しております。旧塩谷中学校グラウンドに開設する雪堆積場には、主に塩谷地区からの搬入を想定しております。この地区の雪は、これまで主に産業廃棄物最終処分場や建設事業課庁舎敷地内に搬入していましたが、この雪堆積場が開設された場合、運搬距離が短くなり、排雪費について経済的な効果があらわれるものと考えております。

○委員長

「南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想策定について」

○（建設）まちづくり推進課長

南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想策定について報告いたします。

資料をお配りしております。ごらんください。

J R 南小樽駅及び同駅周辺地区の面的、一体的なバリアフリー化を促進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、今年度、南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定いたします。

このため、南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会を設置し、7月20日に第1回基本構想策定協議会を開催いたしました。協議会の構成につきましては、学識経験者、福祉、観光、地域住民などの各関係団体からの推薦者のほか、一般公募及び小樽まちづくりエントリー制度の登録者の市民の皆様にご参加いただき、それに公共交通事業者、道路管理者、北海道公安委員会、北海道運輸局及び市の関係部局の職員を加えた25名となっております。

資料の中ほどに図を示してございます。この図には重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路（案）といたしまして、高齢者、障害者の方々などが利用する旅客施設である南小樽駅や病院等の生活関連施設、ピンク色で表示してございます。それらが集まった地区である重点整備地区、黒四角の点線で囲んだ区域になります。それから生活関連施設を結ぶ道路である生活関連経路、黒丸の点線で表示してございます、これを示しております。今後、協議会ではこのエリアを中心に基本構想策定に向けて議論することとしております。

今後のスケジュールにつきましては、下のほうに表を掲載しておりますが、今月から10月上旬にかけて現地調査やアンケート調査等を行い、基本構想素案を作成し、パブリックコメントや2回程度の協議会を経まして、基本構想最終案を取りまとめ、今年度中に基本構想を策定する予定でございます。

なお、議会に対しましては、定例会ごとに進捗状況を報告してまいりたいと考えております。

基本構想策定では、特定旅客施設である駅や道路などの各施設管理者が、基本構想に基づき、具体的な整備内容や実施時期等を定めた特定事業計画を作成し、バリアフリー化事業を進めます。

また、市民一人一人において、高齢者、障害者の方々などバリアフリー設備の利用者に配慮した行動が大切であることから、関係する機関や団体と連携しながら、心のバリアフリーに向けた意識啓発の取り組みを行うこととなります。

## ○委員長

「地区計画の都市計画変更について」

## ○（建設）都市計画課長

地区計画の都市計画変更について報告をいたします。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

本年第2回定例会の建設常任委員会において、概要を報告させていただきました地区計画の都市計画変更につきましては、8月31日、都市計画審議会で協議しましたので、報告させていただきます。

地区計画の都市計画変更につきましては、ダンスに対する国民の意識の変化などを踏まえ、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」が改正され、これまで風俗営業として規制されてきた、客にダンスをさせる営業の一部、ダンスホール及びナイトクラブを風俗営業から除外すべき規制緩和が行われました。この風俗法の改正に伴い、建築基準法において、風俗営業から除外されるナイトクラブ及びダンスホールの建築制限が改正され、ダンスホールはカラオケボックスなど同様の用途として、ナイトクラブは劇場、観覧場など同様の用途としての建築制限がそれぞれ適用されることになりました。

また、「障害者自立支援法」の施行により、これまでの障害の種類、身体障害、知的障害及び精神障害ごとに定められていた福祉サービスや設備が一本化されました。これらを踏まえ、建築基準法の一部が改正されたことから、変更対象地区計画における建築物の用途規制を見直すため都市計画変更を行うものであります。

次に、①の変更対象地区計画についてですが、「港町地区」「色内3丁目地区」「幸地区」及び「堺町地区」でございます。

なお、当初星野町地区及び小樽築港駅周辺地区の都市計画変更を予定しておりましたが、関連法令等を確認した

ところ都市計画変更が不要でございましたので報告をさせていただきます。

次に、②の今後のスケジュールについてですが、前回の報告後、8月1日から8月15日の2週間、市条例に基づく原案縦覧を行い、その後、8月31日に都市計画審議会で協議したところでありますが、今後は9月中旬から下旬に案の縦覧、10月中旬に都市計画審議会へ諮問し、知事協議を経て10月下旬に変更告示を行う予定と考えております。

なお、この都市計画の変更手続を踏まえ、今後「小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の改正を行う予定でございます。

最後に、資料にはございませんが、前回の小樽市青果物地方卸売市場についても、都市計画変更の手続を行う予定と報告しておりましたが、北海道との協議により、都市計画変更が不要とのことでしたので、あわせて報告させていただきます。

#### ○委員長

「平成 28 年第 2 回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

#### ○（水道）総務課長

本年 9 月 5 日に開催されました平成 28 年第 2 回石狩西部広域水道企業団議会定例会の議案等の内容について報告申し上げます。

議案等につきましては、平成 27 年度石狩西部広域水道事業団水道用水供給事業会計決算認定を含む議案第 1 号から議案第 5 号の 5 件のほか、議決の対象とならない報告第 1 号の 1 件があり、議案につきましては、それぞれ承認、認定されております。

議案等の内容につきましては、提出している資料のとおりとなっております、このうち議案第 5 号平成 27 年度石狩西部広域水道事業団水道用水供給事業会計決算の概要について説明申し上げます。

資料の 4 ページをごらんください。

平成 27 年度は用水供給開始 3 年次目となりました。予算の執行状況についてですが、まず収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、予算額 19 億 2,704 万 8,000 円に対して決算額は 19 億 2,436 万 5,890 円で、予算額に対し 268 万 2,110 円の減となり、執行率は 99.9%となっております。

支出につきましては、予算額 20 億 1,828 万 8,000 円に対して決算額は 19 億 3,142 万 6,943 円で、8,686 万 1,057 円が不用額となっております、執行率は 95.7%となっております。

収益的収入、支出差し引きにおいては、予定不足額 9,124 万円に対して決算では 706 万 1,053 円の不足額で、差し引き 8,417 万 8,947 円の好転となっております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入は、予算、決算ともにございません。

支出につきましては、予算額 5 億 5,216 万 6,000 円に対して決算額は 5 億 5,062 万 511 円で 154 万 5,489 円が不用額となっております、執行率は 99.7%となっております。

#### ○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、共産党、民進党、石田委員の順といたします。

自民党。

---

#### ○前田委員

##### ◎除排雪について

初めに、平成 28 年度の除雪費が補正予算と合わせて 13 億 2,110 万円が計上されたところでございます。そこで、主要項目という中で新たに第 3 種路線における除雪作業強化、試行ということで 750 万円、主要交差点における見

通し確保の強化に 700 万円、雪堆積場の増設に 300 万円、合計 1,750 万円が新たに主要項目として予算計上され示されたところでございます。

自分事になりますけれども、これまで質疑の中で、主要交差点における見通し確保の強化について強く求めてきたところでございます。その意味で、今回 700 万円の予算をつけていただいたということは、割と早く答えが出てきたと私は思っております。ということで、その点、評価をいたしたいと思っております。ありがとうございます。

それで引き続き、試行とか強化、増設ではなく、やはりさらなる恒久化に向けて、この主要項目の充実に努めていただきたいと、このように思っているところでございます。

それで、先ほど説明があったと思いますけれども、主要交差点 36 カ所を選定したということでございますけれども、このポイントの設定に当たって、どのような点でそういうところを選ばれたのかについて、まずお尋ねします。

#### ○（建設）雪対策課長

今年度から取り組むことを計画しております主要交差点の見通し確保についてでございますが、36 カ所について今回計上しております。これの選定につきましては、まず市の職員であったり、地域総合除雪業者の皆様からバス路線を中心に見通しの確保が必要と思われる箇所について聴取を行っております。そのほかにバス事業者の方からバス運行上で支障になっている雪山等の箇所についてお聞きしております、それらを合わせて総合的に選定させていただきました。

#### ○前田委員

総合的に選定させていただいたということでございますが、これはやはり市民からの苦情、ここばかりではなく苦情があるのですけれども、その中にこういうところの苦情があったのかということをお聞きします。

#### ○（建設）雪対策課長

もちろん市民の皆様からの要望ということにつきましては、個々の除雪、各ステーションの担当している市の職員等が把握しております、その中でここが必要だという、そういう要素にもなっております。

#### ○前田委員

昨年の苦情件数、種々あるのだろうとは思いますが、この選定に当たっての苦情件数というのは押さえてあるのですか。高いところから、当然この 36 カ所を選んだと思うのですけれども、この点は何か分析というか参考にしたとか、その辺はいかがですか。

#### ○（建設）雪対策課長

雪山に関する箇所ごとの市民の皆様からの御要望についてなのでございますけれども、それについて数字的に分析して今回選んでいるというものではございません。市の担当であったり、先ほども述べましたバス事業者の皆様からの聞き取りで総合的に勘案したのですが、この取り組みにつきましては今年度が初めてでございますので、この位置についての妥当性であったり、今回 2 回の排雪を見込んでいるのですけれども、その回数についてであったり、もしくはこのことを除雪懇談会で市民の皆様等にも周知してまいりますし、その中でこの路線より違う路線のほうが必要なのではないかというような意見もあると思っておりますので、そういうようなことを来年度に向けて検証してまいりますと考えております。

#### ○前田委員

お聞きしました。それで平成 27 年度、たしか除排雪というか、そういうものに関する調査費を 400 万円か何か計上したと思うのですが、この調査・研究と、今回のこの主要項目の中に入れられた交差点 36 カ所、これの何か連携というのか関係というのか、つながっているものというのは何かあるのですか。

#### ○（建設）雪対策課長

昨年度と今年度で実施します除雪路線調査と、雪山の関係ということでございますけれども、まだ路線調査業務

が終わっていませんので、この雪山とリンクしていることはないのですが、予算特別委員会で自民党の山田委員からもありましたように、除雪してほしいとか排雪してほしいとか雪山で見えないとかいうような市民の声を、この路線調査ができましたらデータを入力していくことによって、路線ごとに「この雪山は市民の要望が多いところだ」、「ここは除雪の多いところだ」というようなシステムに集約してまいりたいというふうに考えております。

○前田委員

平成 27 年度と 28 年度で予算はつけてあるけれども、特別連動して、リンクして 36 カ所を選び出したわけではない。先ほどの説明に尽きるわけでありませけれども、それで今後、交差点の場合は強化という表現をされているのですけれども、さらなる強化というのは、恒久化と私が言っているのですけれども、36 カ所プラス、またことしを含めて評判がよかった場合、結果がよかったということで、来年度以降はどうなのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

主要交差点における見通し確保の強化ということで、この施策につきましては、今年度までは 36 カ所でやってみて、その検証を行うとともに、市民の要望等も踏まえまして、この 36 カ所がよろしいのか、それとももっとほかの箇所をやるべきではないのか、もしくは 2 回見ての回数がどうなのかということも含めて、きちんと検証してまいりたいというふうに考えております。

○前田委員

ということは、来年以降もとりあえず継続をするという可能性は十分にあるのだ。けれども、36 カ所をやってみて評判が悪いというか、もっと違うところのほうが必要性があるというようなこともわかってくる場合もあるだろうし、ここは必要がなかったということも出てくるのだろう。そういう検証を含めて、次年度につなげていきたいということで、よろしいですか。

○（建設）雪対策課長

今、委員がおっしゃられましたとおり、ことしの部分をきちんと検証した上で可能であれば次年度につなげていきたいというふうに考えております。

○前田委員

それで、昨年の今ごろ除雪の J V の関係でいろいろと物議を醸していた時期かと思うわけです。それで、前回のときの委員会でもたしか確認したと思うのですけれども、平成 28 年度の小樽市共同企業体除雪業務の入札に係る日程について、これまでの説明のとおり進めていっているのか、その後、変更などはないでしょうねというのが私の確認事項なのです。また主要なことが急にドタキャンで変更になったということになると、大変なことになるのかと思うわけでありませ。それで老婆心ながら心配していたものですから、順調にいつているのだろう。この辺のことをできるだけ説明して、今はこうふうになって、あとこういう作業で完結します、市民の皆様にご心配をかけるようなことはもうありませんというような心強い答弁をいただきたいと、こういうふうに思うところであります。

○（建設）庶務課長

8 月 24 日に大まかなスケジュールということで、あと要領の概要についても説明をしましたが、入札参加についての要領については、地域総合除雪業務等については 3 社以上ということで行っております。

それで、スケジュール的なことですが、まず J V の説明会については、8 月 31 日に行ってください。J V 編成の入札参加の申請書の提出につきましては、同日の 8 月 31 日から 9 月 16 日までを申込期間という形で設定しております。その後、J V の決定通知につきましては、10 月の中旬を予定しております。その後、実際の入札通知を、10 月の中旬ぐらいに予定しております、入札については現時点では 10 月 27 日を予定というふうに考えてございます。

○前田委員

ここに書いてあるとおりのことなのだけれども、順調にいつているし、昨年のような轍を踏むようなことはない

と受け取ってよろしいですね。

○（建設）庶務課長

入札が 10 月 27 日ですから、現時点で入札が終わっていない中で、問題ない、問題あるということにつきましては、この場では言及できませんけれども、手続的には順調にしているということで説明をしておきます。

○前田委員

私も当然、順調にいてもらいたいし、仮定の話はしたくありませんから、この質問はここで終わりますけれども、そういうことでよろしくお願ひしたいと思うところでございます。

それでは、質問を変えます。

◎空き家対策について

報告を聞いてということなのですが、小樽の空き家についてお聞きしますが、ここに「小樽市空家等対策計画（答申案）」ということで、8 月 31 日現在での検討委員会の方々からの答申が出されております。そういうことで、全部一つ一つやっていければいいのしょうけれども、時間的な問題もあり、目次を見ればこのとおりでわかるのですが、この策定の目的、現状と課題、方向性、今後の取り組みについて、再度、総括的で結構でございますけれども、説明をしていただきたいと思ひます。

○（建設）川嶋主幹

資料 2 として提出しております現在の対策計画の案でありますけれども、先ほども簡単にですが説明をいたしました、まず構成としては 1 から 5 ということで、まず 1 については計画を策定するに当たってということで、どうしてこの計画を策定するのかということをも本市の特性も含めて記載をしているところであります。

続いて、2 の現状と課題というところで、先ほども説明しました国の行っている住宅・土地統計調査、それと昨年度本市が行いました空家実態調査、それとこの 6 月から 7 月にかけて行いました空き家の所有者等に対するアンケート、これらの結果を記載して、それらを踏まえて空き家の課題ということで、現在ですけれども 3 点ほどあらわしているということになります。その課題を踏まえて、その課題を解決、克服するために、3 番以降、基本目標と基本方針、4 番目の空き家の対策の取り組みという構成になっております。

少し説明しますと、3 の「空家等対策計画の基本目標と基本方針」でございますけれども、考え方といたしましては、基本方針として、①所有者等による管理の原則、②多様な主体との連携による空家等対策の推進ということで 2 点ほど示しております。これにつきましては、従来、空き家というのは個人の所有物ということで行政が手出しするのは、なかなか難しいところであったのですが、特別措置法を受けて、考え方としては、あくまで原則としては所有者がしっかり管理すべきものであるというのを挙げながら、ただそれだけではなかなか解決をしないので、多様な主体との連携による空家等対策の推進ということで、市はもとより、地域住民、不動産や建築、法律、こういったいろいろな団体と連携をしながら取り組んでいくということを示しているところであります。

具体的にといいますか、「4 空家等対策の取組」については、まだ文書化ができておりませんが、こういった課題の克服に向け、基本方針に沿って、どこまで書き切れるかはあれですが、より具体的な取り組みを今後検討し文書化していくということになっております。

○前田委員

それで、5 ページの「住宅総数、空家数、空家率の推移」ということで、平成 10 年、15 年、20 年、25 年、5 年単位、これは国勢調査か何かで調べているのかと思ひますが、それで小樽市のところを見ると、10 年から 15 年、15 年から 20 年、20 年から 25 年で、10 年から 15 年で住宅総数でプラスの 4,930 戸ですか、65,790 戸から 70,720 戸になってそこでふえて、この後、20 年でマイナスに転じて 25 年もマイナスに転じていっているという流れになっています。それで、空き家のほうが 10 年から 15 年でプラスの 1,330 戸にふえていますね。そして 15 年から 20 年で 900 戸ですか。その後、20 年から 25 年で 850 戸、要するに空き家数は 3,080 戸ふえているわけですが、

平成 10 年から 15 年ですと、いきなりふえたというか、恐らく住宅が建ったのかと、新築なんかがあったのかと思うのです。そして、またマイナスに転じる、これは何かこういう背景というのがあるのだらうと思いますけれども、こういう背景について押さえているのであれば、ちょっとお聞かせください。こういう増減に関して、大きな数字が動いていますから。

○（建設）川嶋主幹

今、委員の言われた 5 ページに出ております数値に関しては、5 年ごとに国のほうで統計をとっている数値で、いわゆるサンプル調査によって推計値という形であらわされているものであります。その中で、今言われました平成 10 年から 15 年、この 5 年間では住宅総数は増加しております。15 年から 20 年にかけて、25 年もそうですけれども住宅総数が本市の場合、減少に転じているということでもあります。この中身については具体的に細かな分析というのは出ておりませんが、15 年までは、本市の場合、その前から人口は減ってきているわけですけれども、より核家族化がずっと進んできている中で、住宅総数というのはアパート、マンションも 1 室ずつ数えている数値になりますので、そういった面で、平成 15 年以降は核家族化というのは進んでいるわけではありますけれども、それ以上に人口の流出といえますか、人口減少の数が加わって、15 年をピークに住宅総数が減少に転じている。委員も言われましたように、新築の数値もそれほど伸びていないというのも一つの要因であるとは思っております。

○前田委員

それで、新築という話は、今、私もしましたし、川嶋主幹からも答弁があつて、この 10 年から 15 年の 4,930 戸、この 5 年間というのは、建築の確認申請の件数というのとはどのような動きなのか。

○（建設）川嶋主幹

現在、手元に確認申請の数値まではちょっと持っておりませんので、後日、資料としてお届けいたします。

○前田委員

ないというのであれば、ちょっと質問ができなくなってくるのですが、恐らく因果関係がそれなりにふえている分については、あるのかなというふうには私は押さえていますけれども、それにしてもそういう家がふえているにもかかわらず、空き家も 1,330 戸ふえているのです。これは、私は確認申請とどのような相関関係があるのかと思ったものですから、こういう質問を試みたのです。それで、ないということなので、まさか中断して調べてくださいということも、今定例会は随分ありますけれども、私はそれはよろしいです。

それで、これは市営住宅の戸数も住宅総数や空き家の中にもあるのかと思うのです。この辺はどうなのか、抜いた数字というか、市営住宅の空き家というのは結構政策的にあけている部分がたしかあった。今、桂岡方面へ行くと、もう 1 棟ごとというか、地域ごとそっくりあいているとか、桂岡の山際のところには、雇用促進住宅と私は聞いたけれども、3 棟か何棟か立派なマンションのような共同住宅があるのですけれども、あれはもうそっくり人が入っていません。そういうのを差し引くと、現実、個人が所有している空き家物件、実際、実態はどうなのかというのをちょっと知りたかったのです。そういう公共的なものも全部抜かして、それと桂岡の奥にあるそういう割と新しい建物なのだけでも、全然人が入っていないのもあるし、望洋台にもあります。そういう旧官舎のようなものも、ほとんど人が入っていないです。その辺どうなのか内訳というのか、それを知りたかったのです。

○（建設）川嶋主幹

先ほども答弁いたしましたけれども、この 5 ページの住宅・土地統計調査というのは、国が 5 年ごとにサンプルをとって、推計値ということで、各地域でどうなっているということを目安にするために調査している数値ですから、考え方としては、今、委員の言われた市営住宅なりそういった民間のマンションのあきというのは、考え方としては、この数値の中で空き室であったということに入っているということになります。ただ、今、実際はということに委員が言われましたけれども、6 ページに昨年度市のほうで空家実態調査ということで、市内全域を対象に外観目視による調査を行いました。ここで言う市内で 2,423 件という数値が実態調査の数値になります。この調査

は、先ほど説明したマンションやアパートであいている部屋があったとしてもカウントはせず、1棟丸ごと誰も住んでいないマンションがもしあったとすれば、それを1件というふうにして調査をした数値、ですから実際の現実的な数値としては、昨年度行ったこの調査で2,423戸というのですか、これがより近い市内の空き家の数値ということになるかと思います。

○前田委員

では、この二千何がしの数字、これは一軒一軒当たって見たのですか。

○（建設）川嶋主幹

委託により市内全域を目視によって、雪が降る前と降った後、これを確認して使われていないというのを判断して出た数字が2,423戸というふうになります。

○前田委員

そうすると、単純に計算すると、この総数からそれを差し引くと、残りは公共というか、行政というか、そういう機関が所有している空き家ということになるということでのいいのですか。

○（建設）川嶋主幹

この2,423戸は1棟ごと、マンションであれば一つ、空き家であっても一つというカウントですけれども、これについては市営住宅や道営住宅等の数値は入っておりません。

○前田委員

だから、入っていないから、これ1万1,020戸、平成25年だから若干古いけれども、これをただ差し引いた、2,423戸を引いたものの残りが、小樽市とか北海道とか公団とかで空き家になっている部分ですかと聞いたのです。

○（建設）川嶋主幹

公団とか国とかが持っている数値も入りますし、民間のマンションで空き部屋があるのもその差の数値に。

○建設部長

数値の捉え方の違いと思ってください。5ページの1万1,020戸というのは、例えば、6戸入ったアパートが1棟あったとします。そうすると、5ページの数字では6カウントされます。しかし、6ページでは1棟としか数えておりませんので、こういう単位のとり方が違いますので、これは公共と個人とそういう関連するものはないので、それぞれの捉え方の中でつくった数字というふうに御理解いただきたいので、それぞれの差し引きとかそういう関係はないので、そこだけ御理解いただきたいと思います。

○前田委員

建設部長の説明で、それはわかりましたけれども、そうなるこの1万1,020戸と2,423戸、カウントのそもそもの仕方が違うわけですから、実際はどうかと思うのだけれども、この辺はどのように押さえますか。

○（建設）川嶋主幹

ですから、先ほど答弁しました6ページのほうが全市を調査対象にして、一件一件目視によって確認をしていますので、現実な数字としては、6ページの2,423件がより現実に近い。5ページの数字は、市内の一部を国で調査して、その前回調査と比べてどのぐらいふえているという目安の数値と押さえてもらえればよろしいかと思います。

○前田委員

それで、6ページですが、不全、建物の管理状態が悪いもの、破損が大きいもの。私も最上方面かな、何かこういう書いたものが張ってある建物も見ただけですけども、そういう危険な建物の通報的なものとか実害的なもの、実際に崩れて道路をふさいだとか、何かそういう実例というのは最近あるのですか。

○（建設）川嶋主幹

建物が潰れて道路や隣の家等に迷惑をかけたという部分、実際にはここ数年は聞いておりませんが、家自体が雪の重みで屋根が抜けたとか、屋根が一部破損していて、飛散の危険があるというような苦情といいますか相

談はございますけれども、家そのものが崩れて道路や隣の家に直接被害を与えたことは、ここ数年は聞いてございません。

○前田委員

私が先日見たものには、市の危険ですという何かそういう警告的なものが張ってあってあった。そこを見たら、壁との間に風が入って全部剥がれて、恐らくモルタルなどが道路に落ちたのだらうとは思いますが、かなりの面積が剥がれていました。被害がなかったから、今のような答弁もあったのかと思います。これから積雪期を迎えると、そういう危険な家と判定されたような建物は、相当厳しい状態になってくるのかと思っております。

そこで、この報告の 4 番、空家等対策の取組ということで、1 番から 6 番まであるのですけれども、まだ文書化されていないかと先ほど答弁があったのですけれども、されていなくても、それなりの方向性というか、考えもあるのだらうと思いますので、この空き家については 1 番から 6 番まで説明をいただいて、質問を終わります。

○（建設）川嶋主幹

質問にありました空家等対策の取組ということで、文書化はできておりませんが、項目として（1）から（6）まで挙げております。今後、小樽市空家等対策会議の中で、具体的な議論にはなりますけれども、事務方としての考え方といたしましては、まず（1）として空き家の発生を予防するのだと、ふやさないのだということについて書いています。

（2）については、空家等の実態把握、調査ということですから、既に実態調査は行いましたけれども、その所有者等を確実にすぐ対応できるように、市で押さえるという形で調査を進めています。

（3）については、空き家でありましても適正に持ち主に管理していただければ、これは特段問題になってこないもので、どのようにすれば適正にしっかりと管理ができるのかというようなことを記載しています。

（4）については、空家等の利活用対策ということでありますので、活用できるもの、使えるものについては活用していくという方向性で、どのようにすれば空き家が流通市場に乗るということもありますけれども、使えるものについては使う方向で、活用していく方向でということの対策について記載をします。

（5）の特定空家等への措置というのは、特定空き家等というのは、国の法律で言われている、いわゆる周りに迷惑を及ぼす空き家ということでありますので、もうそうなったものについては、使えないものについては、なるべく早く除却・解体をしていただくというようなことの促進について記載しています。

そして、（6）の相談・実施体制の整備ということでは、市はもちろんですけれども、空き家の所有者並びにその空き家となった後の所有者となる子供については、空き家をどのようにしたらいいのか分からない、そういう相談が今でもありますので、この辺はそれぞれの専門、不動産、法律、建築、こういういろいろな団体と連携をして、相談しやすい体制を市民に周知していくというようなことを考えております。

○前田委員

5 番、特定空家等への措置について、相談を受けたり指導したりするのは、その範囲はわかりますけれども、そうではない要するに行政からの指導、指示に従わない、意識的に従わない人もいます。やはり解体するにしても費用もかかりますし、なければしたくてもできないと、そういうような方というのは室蘭市では行政代執行で、何百万円もかかったというような話も報道されておりましたけれども、この部分について、小樽市では今後どのような取り組みをしていくのか、強化していくのか、その危険な建物、特定空家等への措置について、どのような方針、考えをお持ちですか。

○（建設）川嶋主幹

特定空き家等につきましては、現在まだ小樽市として特定空き家等に認定する基準というのは作成しておりません。ですから、今後どういった状況、どういったものが、特定空き家になるのかという基準をつくって、市内でどれぐらい、基準にもよりますけれども認定をしていく。それで特定空き家と認定になったものについては、助言・

指導、その後、勧告、命令そして代執行という手続は国の法律で決まっておりますけれども、これはすぐにその順番を追っていくということではなくて、あくまでも特定空き家になったものについては助言・指導、早く措置をしてくださいということをお願いしていくという中で、その上のいわゆる代執行までというのは、その建物の危険性とか、切迫している危険、それと緊急性、いろいろなことを慎重に考えて判断していかなければならないものと事務局としては、現状、考えております。

○前田委員

そうなのでしょうけれども、そういう流れもやはり法律に従って小樽市の場合もつくっていく、条例化していくということでもいいのですか。

○（建設）川嶋主幹

小樽市としても、今、言われましたように特定空き家の認定基準を作成して、空家等対策の推進に関する特別措置法の手順を想定しております。ただ、条例というのは、現在考えておりませんが、その国の法律で決まっている手順について想定はしておりますけれども、委員の言われる代執行というのは、いろいろ難しい要件がございますので、その辺は慎重に判断をしていきたいと現状考えております。

○前田委員

まだ、詳細はここで何も出ているわけではないから、これ以上、詰めた話はしません。

◎貸出ダンプについて

最後、貸出ダンプについて、9月14日の資料の「配車方法の変更について」で、平成27年度、28年度、29年度以降と一番下に書いてあり、それで28年度は、27年度と上段に書いてあるのをつけ合わせると、同じ方法、手法ということなのですけれども、「緑ナンバーを優先配車」とここに書いてあるのですけれども、この緑ナンバーというのは、総数が何台で緑ナンバー車は何台ですか。

○（建設）庶務課長

貸出ダンプ制度で主に使うのが4トンダンプトラックなので、その内訳を言いますと148台になります。

（「総数で」と呼ぶ者あり）

総数です。そのうち緑ナンバーが65台、白ナンバーが83台でございます。

○前田委員

白ナンバーが83台、緑ナンバーが65台、トータルで148台、これは27年度の話です、過去の話です。こういう内訳でしたということで、今度28年度、「積込業者が所属する組合による配車」ということなのですが、「緑ナンバーを優先配車」ということなのですが、それはそれでまた評価するのですけれども、緑ナンバーが65台しかないので、年間の一日の使用台数によって65台まででおさまっているのであれば、極端な話、緑ナンバーを65台回せば白ナンバーを使うことはなくなるのですけれども、そうではなく、それ以上ふえたから当然白ナンバーを使わなければならないのですけれども、今、言うように、65台の車で、もし一日の仕事量が間に合うということになった場合は、優先するということになると、緑ナンバーだけで間に合うわけなので、この日、白ナンバーは使用しないという考え方でよろしいのですか。

○（建設）庶務課長

148台の台数につきましては、いわゆる保有をしている台数ですので、実際この台数が全て貸出ダンプに使われているということではございませんので、今、言った極端な話でいくと、もしそういうような状況であれば、緑ナンバーだけで賄う形になるかと思われま。もし、足りればの話ですけど。ただ、実態としては、あくまでも保有台数なので、全てが貸出ダンプに使われるというのはちょっと考えづらいと考えています。

○前田委員

そういう実態がその日によってはあるかもしれない。ただ、変な話というか、緑ナンバーで回るのであれば、き

ようはどこからも仕事が入っていないので、全部貸出ダンプに向けられますということになった場合には、緑ナンバーで間に合うとなれば、緑ナンバーだけで仕事の対応をするという、極論でいくと、今、私はそう聞いていたのですけれども、そうすると白ナンバーが一日中 1 台も動かないことになるのだけれども、この辺どう考えておられるのか。優先するのはわかるのだけれども、この辺はどうなのですか、極端な話をしているのだけれども。

○（建設）庶務課長

先ほど、もし緑ナンバーだけで台数を確保できれば、白ナンバーは使われないのではないかとこの部分については、極論とすれば、そういうのが実態として出てくれば可能性もありますけれども、ただ、今、整理を行って行く中で、いわゆる有償許可制度ということで、緑ナンバーが足りない中で白ナンバーのダンプトラックも使われているという実態を考えると、そういうことは多分起こらないとは考えております。ただ、有償許可制度という中で、現在、運用している中では、この緑ナンバー優先というのは、許可をもらう中では前提条件としてありますので、今回こういう形でお示しをしているということでございます。

○前田委員

緑ナンバーも民間のところへ行ったり、貸出ダンプに行ったりして、全車 65 台がそろわわけではない。そうすると白ナンバーも当然雇用しなければならぬという認識だ。けれども、緑ナンバーに限ると、貸出ダンプ以外のところでも行っているダンプトラックを含めると、当然 65 台は常に一日中稼働しているというような状態になる。だから、要するに優先するということは、そういうことになるのだらうと思うのです。だから、緑ナンバーが駐車場に朝から晩まで放置されたままに置かれているようなことはないということではないのですか。

○建設部安田次長

今は仮定的なことがかなりありますので、数字をもって答弁をさせていただければと思います。1 日の作業、貸出ダンプ、大体 15 件を基準として抽選で行っています。その中で 1 日 15 件で 6 台の 4 トンダンプトラックとすると、大体 90 台が必要台数として出てきます。そういう状態がかなり続いてくるという形で上限を決めてやってきているという部分もありますので、単純な引き算をしても白ナンバーが入ってくる余裕というのはかなりある。それに加え、今、委員のおっしゃるとおり緑ナンバーの独自の作業というものもありますので、そういう差の部分というのは、どんどん白ナンバーが入ってくる割合にはなってくるのかというふうに思っております。

ただ、いろいろと運輸局との関係もございまして、今年度については、まず緑ナンバーを優先ということをやってみようと考えておりますので、御理解のほどをいただければと思います。

○前田委員

それで、以前にも質問していたのですけれども、今も言うように 29 年度は緑ナンバー車両、28 年度も同じような状態なのですが、次年度はなかなかそうはならないということは、白ナンバーのダンプトラックを緑ナンバーに変えていくような努力をする必要があるのではないかと。やはり指導というのは必要ではないかと思うのですけれども、そういう指導をして、緑ナンバーにかえてくれそうだと事業者というのは何社ぐらいあって、可能性として何台ぐらいの車かわる可能性が、すぐには言わなくても、ここ 2 年、3 年と指導することによって、こういう可能性がありますが、台数がふえますということを、前回私は話をしているし、調査をしてほしいと言ってあったと思うのですけれども、この辺はどうですか。そうすると、先ほど言った 90 台前後が毎日動いているとなると 65 台が緑ナンバーで、25 台ですか、それでも 65 台が全部動いているわけではないと思いますけれども、不足する部分は出てくるだろう。やはり改善していかなければ、陸運局からの指導にそうやっていかないといけないのかと思うのですけれども、この辺どうですか。今わかっているだけで結構です。

○建設部安田次長

何回かトラック協会の方と話をしています。その中で実際にそのような形で、緑ナンバーに乗りかえたいという話も聞いております。ただ、その中で運行管理者ですか、その試験がかなり難しくなっているという話を聞いたり、

やはり 5 台そろえなければいけないという部分があるので、資金的になかなかすぐには難しいという話を聞いております。

ただ、市にいろいろと情報をくださいという話をしてまいりましたし、なおかつ具体的な方策も何かあればお示くださいということですので、今後そういう情報をとりながら、具体的に、例えば資格を取るときに補助をすとか、それはちょっとわからないですけれども、そういう部分とかがもし要請としてあちらのほうから出てくるようであれば、真摯に聞いて対応の方策とかを考えてまいりたいと思います。

○前田委員

企業数とか台数というのは、まだ押さえていないということですか。

○委員長

押さえていないということですのでよろしいですね。

○前田委員

引き続き、粘り強く状況を変えていかなければならない。それは行政の役割の一つなのだと、このように思うのですが、引き続き、よろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。公明党に移します。

---

○高橋（克幸）委員

◎既存借上公営住宅制度について

先ほど報告された報告事項について、何点かお聞きします。

まず、既存借上公営住宅制度についてです。気になるのが、この借上料のところ、「近傍同種の住宅家賃の額を基本」とするということがありましたけれども、まちなか計画ですからかなり広いのです。結構家賃で波があると思うのですが、これはどのように考えていますか。

○（建設）越智主幹

実際に借り上げるのが決まった住宅によっても、もちろん違ってきます。それで立地要件とか、あと建築年とか、そういったことによっても違ってはきますので、実際どういう応募がいただけるかということも含めて、まだ全くどういうところがあるのかわからないのですけれども、出てきた住宅に応じた金額に計算上なってくるというような形で考えております。

○高橋（克幸）委員

その次に、「事業者の希望金額を勘案して定める」とありますけれども、これはどういうことなのでしょうか。

○（建設）越智主幹

今後、策定する予定の要綱等の中で申し込みいただくときの書式を用意するのですけれども、その中で出させていただく事業計画書ですね、そういったものの中に事業者の方として自分のこの建物について家賃がこれぐらいということの希望を出していただくというところなどを考えていまして、そういったこと分と、今、委員がおっしゃられた近傍同種の住宅家賃ですね、それを公営住宅法にのっとって計算するものですから、当然二つの数字が出てきますので、その辺を調整すると、そういった意味合いでございます。

○高橋（克幸）委員

そうすると、折り合いがつかないと、契約はできないという単純なそういう考え方ですね。

○（建設）越智主幹

そのところは、本当に交渉という話になってくるとは思うのですけれども、できるだけそういうことがないように、希望する金額と近傍同種が余り違わなければ一番いいのですけれども、その辺、実際のところは、うまくマ

ッチするかどうかというところはわかりませんが、なるべくいい住宅をもしお借りできるということでしたら、双方が了解できる、納得できるような金額でうまく事が進めばいいかというような形に、今、考えております。

○高橋（克幸）委員

選定基準、これは誰がどのようにするのか、それから審査採点はどこで誰が行うのか、これをお示してください。

○（建設）越智主幹

選定基準ですけれども、事務局というか、私たちが原案をつくります。それで、その原案について先ほど申し上げた庁内の選考委員会でもんでたいていただいて、それでつくり上げていくという形で考えております。

（「審査は」と呼ぶ者あり）

審査についても同じ選考の評価表、それに基づいて先ほども申し上げた選考委員会の中でまず採点をし、それでは必要に応じて現地調査等々を行って、それで採点していきたいというふうに考えています。

○高橋（克幸）委員

次に、入居者の欄です。「原則として入居時に同居している子供が小学校を卒業するまで」とありますけれども、例えば小学校の4年生とか5年生だと1年とか2年の話なのです。入居する側も考えるでしょうけれども、この幅というのは、市では何か考えていますか。

○（建設）越智主幹

入居するときに、申し込んでいただくときに就学前の子供がいらっしゃるということで考えています。ですから、6歳までの子供がいる家庭の子供が、小学校を卒業するまでの期間ということになりますので、十二、三年ぐらいの期間にはなるのかと、その期間ぐらいは入居が可能ということと、あと今の考えなのですけれども、例えば子供が途中で生まれることももちろんあると思います。そういった場合には、生まれた子供が小学校を卒業するまでということで、今のところは考えているところでございます。

○高橋（克幸）委員

それから、今後の予定のところ、一番下の欄に「関係団体へは随時情報提供」と書かれていますが、これまでには関係団体に情報を提供したことがあるのか。あれば、いつ、どのような団体にといいをお示してください。

○（建設）越智主幹

今まで5月の下旬にアパート業協同組合と、それと北海道宅地建物取引業協会の小樽支部の2カ所に3月の時点で報告をさせていただきましたペーパーがございますけれども、そういったものをもとにしまして、制度の概要について説明をさせていただいております。

○高橋（克幸）委員

以前、質問したときに、一応めどはあるというようなお話でしたけれども、それは変わらないですか。

○（建設）越智主幹

アパート業協同組合にお伺いしたときには、このエリアを示した上でお話しさせていただいたのですけれども、比較的物件はあるというふうに伺っております。

それで、もう一つの宅地建物取引業協会の小樽支部では、実際のところそこでは物件がどれぐらいあるかということの把握は、今はできないということの話だったのですけれども、アパート業協同組合のほうでは、今、申し上げたような形であると伺っているところです。

○高橋（克幸）委員

条例改正が、この図だと、恐らく来年の第1回定例会に建設常任委員会で議論という形になるかと思うのですけれども、それでよろしいですか。

○（建設）越智主幹

そのとおりでございます。次の第1回定例会で、その前の第4回定例会等でも進行状況について報告できれば

というふうに考えています。

○高橋（克幸）委員

また改めて議論をさせていただきたいと思います。

◎空き家対策について

次に、空き家対策について何点かお聞きします。

先ほど議論がありましたので、私も資料を読まさせていただいて、我々のところに来る相談と全く符合するわけで、要は使える家、解体しなければならない家、大分するとこういう二つになるわけです。やはり我々のところによく来るのは、危険な空き家を何とかしてくれというのが非常に多いです。また相談を市にしたいとかです。

ですから、先ほどもこれからの取り組みということで考え方を示されていましたが、具体的にもう少し文言が出てからの議論になろうかと思いますが、要望としてお願いしたいのは、実効性のある計画という観点からいうと、例えば補助金制度とか活用がうまく流れるように誘導する政策、そういうものを取り入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）川嶋主幹

今、お話のありました補助金等々のことですが、この計画の中で、どこまで文言として書き込めるかということですが、私どもが課題で挙げているものに対応する、課題を克服するために、その後の事業を念頭に置いた中で、その取り組みの文言を会議の中でつくっていくということで予定しておりますので、今、委員の言われました、当然、計画をつくったから終わりということではなくて、この計画ができたことによって、今、実効性ということを言われましたけれども、事務方としても、その後、この計画によつての次の事業展開ということも想定をしながら計画をつくっていきたいというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

物ができた段階で、また議論をさせていただきたいと思います。

もう一点お願ひは、やはり相談があるのは、例えば税金のこととか、実際にどうしたらいいのかという相談窓口の件です。紹介するのですが、気軽になかなか相談しにくいとか、電話だけではだめなのかとか、いろいろな意見があるわけですが、どうもまだ周知不足、それから相談の受け方にばらつきがあるのではないかとこのように私は聞いているのですが、この辺の改善というのはいかがでしょうか。

○（建設）川嶋主幹

昨年の 5 月に空き家について建設部の中に担当ということで、私を初め、配置をして対応しているところでありましたが、今、委員の言われましたように敷居が高いというのは現場としてはなかなか感じる場所がないのですが、いわゆる空き家に関するいろいろな相談、それに対しての窓口ということで、どうしたらいいのだろうかというところから始まる相談も多いものですから、先ほど説明いたしましたけれども、これは市だけではなくて、この計画案で、今、書いてはおりますが、法律のこと、不動産のこと、それと除却、解体のこと、いろいろ市内に団体がございまして、そういうところといわゆる連携をして、具体的でより細かな相談にも乗れるような体制をこれから先つくっていかねばというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

相談窓口ができてから、もう 1 年以上たつわけですね。それでお願いしたいのは、ある程度相談件数がたくさん集まってくると、傾向性がだんだんわかってくるわけですね。何を聞きたいのか、どういうことを聞きたいのかというのがわかってくると思いますので、マニュアルみたいなものをつくって、相談員の誰が聞いてもわかるような、もしくは同じような答えが出せるような、そういう仕組みを考えていただいたほうがいいのかと。逆に、この計画書の周知ができたときに、Q & A みたいなものを事前に配付しておくと、相談するほうも相談しやすいのかというふうに私は思っていますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）川嶋主幹

今、委員の言われましたマニュアル、それと Q & A についても、確かにそういったものがあれば、市民周知も含めて、より市民の方がわかりやすくなると思いますので、つくっていくように検討したいと思います。

○高橋（克幸）委員

よろしくをお願いします。

◎南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想について

次に、南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想についてということで、少しわからないので聞かせてほしいと思います。2 点です。

1 点目は、9 月下旬に現地調査と書いてありますけれども、これは誰がどういう調査をするのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

9 月の現地調査でございますけれども、バリアフリー基本構想策定協議会というのを立ち上げておりますが、その協議会の委員並びに実際に障害をお持ちの方々にも呼びかけをいたしまして、現地の歩道を実際に歩いていただいたりとか、駅の施設の現状を見ていただいて、使いづらい点を指摘していただくとか、そういったことを予定してございます。

○高橋（克幸）委員

そうですね、車椅子とか実際に使ってみてということですね。

次に、アンケート調査というのがありますけれども、このアンケート調査の対象は誰なのか、どういうアンケート内容なのか、簡単に結構です、お示してください。

○（建設）まちづくり推進課長

アンケート調査につきましては、主に南小樽駅の周辺にお住まいの方、駅を利用される機会が多いと思いますけれども、そういった方々を中心にアンケートを配付いたしまして、駅周辺のバリアフリーの状況についてどう感じられているかといった調査をするのと同時に、あと実際に駅の利用者に対し、現地で聞き取りの調査も実施いたしまして、実際に駅の使いやすさ、使いづらさ、どう感じられているかといったようなことの聞き取り調査ということも予定してございます。

○高橋（克幸）委員

サンプル数はどのぐらいとるのでしょうか。それと、いつぐらいまでに、まとめられますか。

○（建設）まちづくり推進課長

アンケート調査のサンプル数でございますけれども、1,200 ほど配付いたしまして調査をするというふうにご考えてございます。

それと、アンケート調査の結果でございますけれども、基本構想の素案を今 12 月中ほどぐらいに考えてございませぬけれども、素案を作成するまでに、そういったアンケート調査の結果も踏まえて素案に反映させていきたいというふうにご考えてございます。

○高橋（克幸）委員

◎除排雪問題について

次に、除排雪問題について、我が党の代表質問にかかわってお聞きします。

まず 1 点目は、除雪業務構成条件についてということで質問がありました。構成員数 4 社が必要という考え方、根拠も含めて具体的に説明してくださいということでしたけれども、もう一度答弁をお願いします。

○（建設）雪対策課長

地域総合除雪における共同企業体の構成企業数についてでございますが、多くの業者の皆様に参加していただくということが望ましいと市では考えております。その理由といたしましては、多くの業者の皆様が地域総合除雪に

参加していただくことによって、除雪などの作業がおくれたときに補完ができることや、パトロールの人員がふえるということで、より冬期間の状況に目が行き届くというようなことが考えられるほか、新しい業者が入ってきますと、今までやってきた業者から技術の継承がなされるということであったり、業者が多くなることで切磋琢磨することで皆様の技術力が一律向上することなどが考えられることから、より多くの業者の皆様に参加していただきたいということで、4社以上と考えております。

**○高橋（克幸）委員**

根拠でも何でもありませんよね、市のただの希望ですよね。私が聞きたいのは、各ステーションで距離数も違う、坂の角度も違う、幅員も違うわけです。それなのになぜ一律に4社というふうにしたのか、その根拠を聞きたいのです。もう一回答弁してください。

**○（建設）雪対策課長**

昨年度、地域総合除雪のステーションが、これまでの6ステーションから7ステーションに増加しております。そのときに除雪拠点の増加に伴いまして、平成26年度、除雪ステーションが6ステーションだったとき、銭函地域を除き4社でほかのステーションが構成されていたこともございまして、このときの除雪の水準を維持したいということもございます。

**○高橋（克幸）委員**

銭函地域は3社だったのでしょうか、何で4社にする必要があるのですか、その根拠を示してください。

**○（建設）雪対策課長**

銭函地域は、おっしゃられるとおり6ステーション時代も3社でございましたが、ステーション全般的に特に第2種路線なのですが、除雪業務のおくれなどということもございまして、そのことも考慮して構成員数が多いほうが良いというふうに考えております。

**○建設部安田次長**

私から少し追加ということで答弁をさせていただきます。

実際の企業、3社ということで話もされていますし、今までも実施してきたところです。その中で前回の懇談会でも話をしていたかと思いますが、各JVの方には、それぞれ下請の部分を認めて作業をしていただいています。そういう形になりますと、銭函も含めて下請の企業がかなり入っているというの、事例としては示したところです。そういう部分も、教育といいましょうか、JVの中に入ってきていただくということも、将来はやはり考えていかなければならない、作業量の話も最終的に市もまだ詰め切れてはいないのですけれども、そういう方向性で4社というの視野に入れて、今後、検討していきたいという意味で御理解をいただければと思います。

**○高橋（克幸）委員**

私は、以前の建設常任委員会でもお話ししましたが、構成員と下請では全然違うのです。ですから、その辺は次長、理解している上で、そういう答弁というのはいかがかと思います。いずれにしても、こればかりやれば時間がなくなってしまうので、これはまたやりますけれども、こういう代表質問の答弁は余りにも雑で、こういう答弁はしてほしくないです。以後、気をつけていただきたいと思います。

次に、「小樽市に対して不信感が増長する」と要望書に書いてありましたけれども、今の問題に関連しますけれども、業者の方が納得していないわけです。何で4社なのかかわからないと言っているのですから、理解しているところもあります、全部が全部理解していないということではないのですけれども、これは非常にそこが私は心配しているわけです。この質問でも出ていますけれども、その溝が深くなったのではないかとすごく心配しているのだと、大丈夫なのですかというのが質問の趣旨なのです。ですから、この不信感をどのように払拭するために説明されたのか、それを示していただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

地域総合除雪の業者の皆様との話し合いということでございますけれども、これまでも本年度は、前年度にやりました地域総合除雪の業者の皆様と意見交換等を行っているところでございますが、意思疎通がうまくいっていないというような指摘もございますので、今年度におきましては、これから行う除雪業務の中で新たに取り組んだ施策等もございますので、それにつきましては業者からいろいろと質問等もありました排雪の件につきましても、しっかりと業者の皆様と説明していくということで意思疎通の改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

答弁が具体的ではないです。何が原因だったのかということをつかんでいないと、どういう対策をしないと行かないのかというふうにならないのです。それはどういうふうに考えているのですか。何が原因だったのか。では、ことはそれについてこうしますという説明をしたのでしょうか、それをお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

意思疎通がうまくいっていないという懸念に対して、何が考えられるかということでございますが、市といたしましては市の新たな取り組み、昨年度取り組んだ取り組みであったり今年度取り組んだ取り組みなどや業務の中の排雪等について、市の考え方を十分に説明し切れていなかったというふうなことが考えられますので、その点につきましては、きちんと市の考え方を業者の皆様と説明してまいりたいというふうに考えております。その中の一例といたしましては、排雪について市が直前にとめたとか、やるべきなのに市がやらせなかったなどというような意見も聞いてございますので、その辺につきましては、実を言いますと排雪につきましては、これまで協議のみをするということだけ決めておりまして、協議方法等、その順番であったり協議簿のフォーマット等を定めておりませんでしたので、その辺のところは行き違いがないようにきちんとフォーマットを定めたり協議方法について業者の方に示して、一律のやり方できちんと協議をしていくというようなことを一つずつ積み重ねることによって、業者の皆様との意思疎通について改善してまいりたいというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

一方的にならないように、ぜひお願いしたいと思います。

次に、除雪業者の育成についてということで質問がありました。この質問では、一般的にさまざまな業種の育成には予算、人材、政策などが必要となりますが、市長は何をもってどのように除雪業者を育てていくのか具体的に説明してくださいという質問です。もう一度答弁してください。

○（建設）雪対策課長

業者の皆様への育成についてでございますが、育成については、いろいろな方法があるというふうに考えていますが、まず今、市で行っておりますのは、除雪機械を貸与することによって参加されている業者の皆様への負担を軽減するというようなことを、現在実践しております。そのほかの施策といたしましては、現在、市では行ってはいたのですが、他都市などの状況を調べてみますと、夏・春を通した道路維持業務を一環とした契約を結ぶことによって、業者の皆様への安定化を図るというようなことであったり、除雪においては複数年、小樽市は1年ごとの契約でございますが、複数年契約することによって、経験も積みますし、夏のうちから次の冬のことを考えるというような施策をやっている都市もございます。

また、ほかの都市では、小樽市では、今、業務として除雪業者の皆様と契約をしておりますが、工事として契約をして、その中で工事でありましてと評定ということがございますので、その評定点というようなことをつけることによって、業者の皆様への意欲を引き出すというようなことを行っている都市もございますので、これらの都市の先進事例について、本市で可能か不可能なのかというようなことを研究して、できるものに関しては実践していきたいというふうに考えております。

### ○高橋（克幸）委員

現状ではそうだと思うのです、いろいろな対策が必要だと思います。ここで聞いているのは、もっと根本的な問題で、では除雪を担っているのは、ほとんど建設業界の方々なわけです。公共工事が減る、民間投資が減る、当然、建設会社もなくなっていくわけです。ダンプトラックだってどんどん減っているし、札幌では足りないのです。どうも市長が勘違いしているのは、私が受けるのは、言えば幾らでも集まってくるような認識です。建設業界はそういう状態ではないのです。ですから、どうやって、逆に言えば支えてくれている建設業界の方々の育成はどうするのですかということにつながるのです。これはどのように考えるのですか。

### ○（建設）雪対策課長

今、高橋克幸委員がおっしゃられたとおり、除雪業務を担っている主力というのは建設業界ということでございます。国土交通省を初め、いろいろな機関が出しているところによっても、建設業界というのが、今、厳しい状況である。工事の発注件数であったり、民間の工事の発注件数も公共の工事の発注件数も含めて厳しい状況だというような指標等も出ていると思われまます。そういう中で、先ほども答弁させていただいたことの繰り返しになりますが、冬・夏一括した契約体制ということ、これはできるできないは別にして、こういうことがなれば、冬だけではなくて夏もきちんと工事、仕事があり、人を集めることができるというような、一つの先進事例だと思われまます。また複数年契約ということになりますと、計画的な人員を集めたりというようなことであつたり、また契約しているということに対して、金融機関等への信用力ということにもなると思われまますので、今はこれらの先進事例を答弁させていただきましたが、これ以外についても、当然、小樽市と同じように将来を見据えて建設業者、業界への何らかの育成、サポートが必要と考えている都市があると思われまますので、これにつきましては、引き続き先進事例を収集するとともに、市としてできることできないことについて、きちんと研究してまいりたいというふうに考えております。

### ○高橋（克幸）委員

私が懸念するのは、以前NHKのテレビ番組でやっていましたけれども、本州の小さい町ですけれども、除雪ができなくなった地域があるのです。どうするという話で、ほかの地域の町はもう決まっていますから、誰もそこを手だてできない。たしか記憶ですけれども、もう傾きかけていた業者に何とか頼み込んで、みんなでサポートして、その地域除雪を補ったというテレビ報道でした。私は、もう現実問題として考えられる状況ではないかと思っているのです。小樽はまだそこまで行っていませんけれども。

前も議論しましたがけれども、心配なのはその頭を張ってくれる代表者の要件をできる業者がふえないのではないかというのが非常に懸念をしているわけです、前回は議論しましたがけれども。では、そういう状況を見て、今から手を打っておかないと、恐らくこの七つのステーションでできるなんていうのは、私は何年も先までできるかと思ったら、ちょっと首をかしげますね、この点についてはいかがですか。

### ○（建設）雪対策課長

特に、代表要件に該当する業者数が今後減っていく、ふえることはないのではないかという質問でございますが、まず我々としたしましては、現在、地域総合除雪に登録するには、市の道路除雪に登録している業者の中からJVを組んで、さらにその中から代表要件になる会社が代表になるというような形になっておりますので、我々としたしましては、今、道路除雪、地域総合除雪の最初の窓口であります登録要件等についても検討しまして、より多くの業者に参加していただけるような環境について検討していかねばならないというふうに考えております。

### ○建設部安田次長

私からそれにつけ加えまして、いわゆる除雪の4カ月間、それからそのほかに夏の8カ月間ありますので、そちらの8カ月間のほうの話をさせていただきます。冬場の業者、夏場はもちろん建設業界、その他建築業界で働いていただきます。その中で、過分にあるという予算ではございませんけれども、そういう部分の中で、市内業者への

地元発注とか、新たな施策、国等の助成とかもありますので、そういう部分の中でもある程度いわゆる 12 カ月間きちんと企業が活動できるような方向性を持って、今後も進めたいと思っております。

特に、今、委員から指摘がございました代表者要件というのはかなり高い企業になっております。今回につきましてはいろいろな条件、いろいろなことで上の企業が参加できないこともございました。そういう面でも危機感を持っているつもりでございますので、今後トータル的にそういう視点で進めたいとは思っております。

#### ○高橋（克幸）委員

代表質問でも質問が出ていますけれども、「土木」の A 1、A 2 ランク調べましたけれども、やはり 4 桁の数字、億単位という工事がないと、このランクに行かないわけです。ですから、このランクに行くためには当然、経営事項審査を提出して認めていただくということになるわけでしょう。当然、工事量だけではなくて技術者、技術力、そういうものが加味できるから、請負として成り立つわけです。ただ、作業してくれというのなら何でもいいわけです、管理までしてくれと市は言っているわけでしょう。ですから、そういう意味では、安田次長も、今、答弁されましたけれども、私はこの辺は丁寧にしっかりと先々まで考えていただきたい。次長が、その場所にあと何年いてくれるか、10 年ぐらいいてくれれば進むかもしれませんけれども、担当者が変わるわけです。ですから、そういう意味では、この議論はしっかり引き継いでいただきたい。何回も言いますが、心配しているのは、除雪業務の入札が成り立たなくなったときに、では誰がやってくれるのですかということなんです。市には人がいない、機械もないといったら、誰もできないのではないですか。誰が一番困るか、市民ですよ、そういうことをやはり考えていただきたいと思います。

関連して、業者数のことを考えると、私は将来的には七つのステーションというのは、ちょっと無理があるのではないかというふうに考えています。これについてはいかがでしょうか。

#### ○（建設）雪対策課長

昨年度から七つのステーション体制を行っているということで、七つのステーションにしたことによって、パトロール等が目が行き届くようになったり、地域がコンパクトになったことで除排雪がよくなったという形で我々は考えておりますが、もう一つの視点といたしまして、パイが小さくなったことによって、除雪業者も金額が少なくなったりとか、代表要件もそれだけある会社が六つ必要だったものが七つになったりというようなことで、そういうような問題点もあるというふうに認識しておりますので、これにつきましては今年度の除雪業務を含めて、引き続き、昨年度同様検証してまいりたいというふうに考えております。

#### ○高橋（克幸）委員

私は、これから難しいのではないかと聞いているのです。検証するというのはわかります。今後の考え方として、5 年も 10 年も続けられると思いますか。

#### ○建設部安田次長

御指摘のとおりなかなか厳しい状況だと思います。いわゆる今の体制、「土木」の A 1 から始まりまして B、C と下位までございます。その業者の数もなかなか一定しないような状況でございますので、このままずっとそのまま走れるかという、なかなかうまくいかないと思います。ただ、それをなるべく早く私どもも気づき、制度的に反映できるような形で、今、雪対策課長から申し上げました検証を続けて、それで新たな方向とかを検討していきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

#### ○高橋（克幸）委員

次に、降雪量の見方です。予算特別委員会でも議論されていましたが、ほかの会派からも出ていましたけれども、我が党の松田議員の代表質問でも、なぜ降雪量を平均値で積算されないのかという質問でした。その理由をお示しくださいということでしたけれども、もう一度答弁をお願いします。



○高橋（克幸）委員

どうも私の質問に答えていただけないと思うのです。わかっていて答えていないようにしか思えないのだけれども、次長、過去の平均値、毎年確認していますが、約 6 メートル近くです。1 メートルも違うのです。当初予算から 6 メートルで計算して、足りなかったら余せばいいではないですか。まずそもそも足りないから補正予算を組んで、もう予算がない中から引っ張ってくるわけでしょう。そういう予算の組み方は私はおかしい、あり方としてはどうなのかという議論です。だから、昨年少なかったからことしはではなくて、予算の立て方として、予算の考え方として、6 メートル程度の平均値で予算を組むほうが、現実に合わせていませんかということです。もう一回答弁をしてください。

○建設部安田次長

何度も同じ答弁になってしまっていて申しわけないのですが、御指摘のとおりそのような形で今まで平均値でやってきた方法もごさいますし、なおかつそのほうが予算的にある程度融通がきくのではないかという御指摘かとも思います。今年度につきましては、昨年度の実績の中で、今回はこの方法を選んだということで御理解を願いたいと思います。

○高橋（克幸）委員

わかりました。次長は、そういう答弁しか今できないのですね。これはまた別な機会に議論したいと思います。

次に、共同企業体との意見交換が行われました。代表質問では、除雪業務を実際にやってみて業者のさまざま意見がありましたということで、どのようにことしの除雪業務に反映されていくのですかという質問です。これも何だかよくわからない答弁です。もう一度答弁をお願いします。

○（建設）雪対策課長

昨年度の除雪業務を行っていただきました地域総合除雪の業者の皆様からの意見が、今回の予算計上にどのように反映されているかということでございますが、昨年度の地域総合除雪に参加していただきました業者の皆様との意見交換では、昨年度、新たに取り組みました除雪第 2 種路線の出動基準の見直しであったり、がたがた路面などの解消などの施策につきましては、昨年度の気象条件ではおおむねできたというような回答を得ております。その中で懸念される事項といたしましては、昨年度は少雪だったけれども、それよりも雪が多くなったときとかになりましたら、排雪量がふえて排雪が必要になるのではないかというようなことも意見としてございましたので、その辺のところを市の内部でも精査して、今年度に関しましては、普通の路線排雪のほかを除雪第 2 種路線の出動基準の見直しに伴って、排雪量が約 4 万立方メートルふえるだろうということを想定いたしまして、その分を業者の意見を参考にしながら今年度の予算に計上したというところでございます。

○高橋（克幸）委員

今、排雪、減るという話ではなかったですか。予算特別委員会の議論を聞いていると、昨年度、少雪のときに組んだ予算よりも減るというふうに私は予算特別委員会の議論を聞いていましたけれども、違うのですか。

○（建設）雪対策課長

排雪についてなのですが、昨年度、平成 27 年度に予算計上したときの排雪量というふうな考え方といたしましては、普通に今までやってきた路線の排雪量を 34 万立方メートル、これは平成 18 年度、19 年度の平均が累計降雪量 5 メートルに近いという形で、その平均として 34 万立方メートル見込んでおります。そのほかに昨年度除雪第 2 種路線の出動基準の見直しに伴いまして、業者のヒアリングをしたりした中で 4 万立方メートルふえるだろうというような想定で、排雪量といたしましては 38 万立方メートル昨年度の予算時には計上しております。それで昨年度の実数量、実績といたしましては 27 万立方メートルの排雪を行ったということでございます。その 27 万立方メートルの内訳というのは、路線排雪と除雪第 2 種路線の出動基準の見直しによってふえた分に分けなければならないのですけれども、我々としては雪が少なかったこともあり、除雪第 2 種路線の出動基準の見直しによりふえた

部分はゼロ、推計できなかったということで、全てが路線排雪の分で 27 万立方メートルというふうに考えました。それをもとに今年度の予算計上に伴う排雪量でございますが、路線排雪量につきましては、昨年度の実績をもとに 27 万立方メートルを見ております。そのほかに昨年度少雪でなかったであろう、ゼロ立方メートルであったらうと思われた除雪第 2 種路線の出動基準の見直しに伴う増加分というのは、あえて 4 万立方メートルそれにプラスしてしております。さらに今年度から行う予定でございます主要交差点の雪山処理の強化、この分で 1.2 万立方メートルを見まして、合わせて 32 万 2,000 立方メートルを予算として計上しております。

○高橋（克幸）委員

わかりづらい答弁ですね。昨年度は 4 万立方メートルプラス 38 万立方メートル見ていたということでしょう。ことしは、結論から言うと 6 万立方メートル少ない 32 万立方メートル見ているということでしょう。少ないではないですか、何もふえていないのではないですか。

それで、昨年度 27 万立方メートル実質ということで、今答弁がありましたけれども、排雪しなければならないところ、してくれなかった、市民の皆さんはそういう認識です。業者から言わせると排雪をとめられた。そういうのを複合的に考えると、この 32 万立方メートルでやっていけるのかというのが非常に私は疑問です。ですから、予算特別委員会でもそういう議論になったと思うのですけれども、話をもとに戻しますが、雪対策課長は一部分の業者の意見だけしか言っていないのですけれども、いただいた資料、メモ、全部に私は目を通しました。そうしたら、昨年雪でも排雪しなければならない、もしくは排雪が足りなかったという意見が実際にあるのです、どこの路線かわかりません。けれども、そういう実態があるにもかかわらず、何か少雪だから一緒くたにして立方メートル数少なくして大丈夫なのだという考え、私には理解できないのですけれども、これについてはいかがですか。

○（建設）雪対策課長

地域総合除雪の業者の皆様から、排雪について昨年は不十分であったのではないかとというような趣旨の御質問だと思われませんが、排雪につきましては、協議をすることで、市と地域総合除雪業者、JV との協議によって排雪箇所や排雪方法を定めるという形になってございます。これにつきましては市と地域総合除雪の業者の JV との意思疎通が思うようにいかなかったというふうに考えておりますので、これにつきましては排雪協議等のフォーマットや方法についてきちんと整理しまして、お互いに納得できるように意思疎通をきちんとしてまいりたいというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

最後に貸出ダンプ制度について、先ほども議論が出ていましたけれども、1 点だけ私は伺いたいと思います。

以前から出ていましたけれども、新しい配車方法は市で考えるのだと、検討するのだという話でしたが、これは今年度はもう間に合わないということなので通常どおりという話でしたけれども、来年度はどういう考え方をするのか、いつまでにその答え、案を出すのか、ダンプの組合とはいつ協議していくのか、その辺の一連の考えについて答弁をいただきたいと思います。

○（建設）庶務課長

配車方法につきましては、平成 29 年度以降ということで、それについて検討を行うというふうに現時点では示しております。実際には配車の検討時期などは部内では当然検討はする形になりますけれども、実際に組合に示す時期や具体的な方法については、現段階では何も今のところは決まっていないという状況でございます。

○高橋（克幸）委員

今、決まっていないのはわかるのです。だから来年度から検討すると言っているでしょう。いつまでに案を考えて、いつごろ協議して結論を出すのかというのを聞いているのです、予定。それも全く決まっていないのですか。

○建設部長

今のところ時期的なものというのはまだ決まっていないのが正直なところでございます。と言いますのは、先ほ

ども質問がありましたけれども、ことし緑ナンバーを優先配車していくと、どういったことができるのか、それからこれまでの課題とすると、いわゆる積込業者と派遣する貸出ダンプ、こちらの組合の契約についてしっかり別なものという本市の整理をしましょうと、こういうことでございますので、それをどうやっていくかというのは、もうちょっと時間をいただきたいというふうに思っております。

ただ、来年以降ということで考えますと、まず一つは来年実施するということをめどにしなければならない。そうしますと、やはり来年の夏あたりには、業者と組合ということになりますけれども、一定程度示して議論していないと、来年の冬に間に合わなくなるというスケジュール感を持っている、現状はそういうところでございます。

#### ○委員長

公明党の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 12 分

再開 午後 3 時 28 分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

共産党に移します。

#### ○川畑委員

##### ◎小樽市既存借上公営住宅制度について

まず、小樽市の既存借上公営住宅制度の問題です。2点ほど質問します。

1点目は、先ほど高橋克幸委員からも質問があって、入居者が小学校卒業するまでの期間とあったのですが、幅を考えているのかということなのだけれども、その中で質問したいのは、入るときに念書か何かとるのですか。

##### ○（建設）越智主幹

今、考えているのは、最初に入居が決まった段階で、このような条件がある住宅ですということの説明させていただいて、それに同意いただいた上で同意書を出していただき、それで入居いただくということで考えています。

#### ○川畑委員

私が心配するのは、子供の進学の関係で転居できない場合なんかありますよね、小学校までといいながら。そういう場合に、どういう対応をしてもらえるのかというのが一つ心配なので、それについて教えてください。

##### ○（建設）越智主幹

入った後の転居ということかと思うのですが、どういうことでしょうか。

（「転居迫られるという」と呼ぶ者あり）

（「入居後」と呼ぶ者あり）

入居後の転居については、基本的には年度要件しか今のところ想定していませんので、その要件の範囲の中であれば、転居を求めるとかはしないのですが、例えば子供が何らかの事情で、その世帯の中から転出とかしてなくなってしまうということになると、子供がいるということが条件でお入りいただいている住宅ということになるので、その要件を満たさなくなってしまうということが発生してきます。その段階では入居の要件を満たさなくなってしまうことがあるので、親が残ってしまうこととかがあると思うのですが、その方とはいろいろな相談という形で、新たな住宅に移っていただくということを考えなければならないという形で今のところ考えております。

### ○川畑委員

要するに、子供が小学校を卒業するまでの期間としています。そして中学生になった。けれども、学校に通学する関係で転居はちょっと難しいと、そういう場合はどうなるのかということを知っているのです。

### ○（建設）越智主幹

今のところの想定では、小学校を卒業するまでということになっていますので、その段階で一度、そこにお住まいいただいている期間としては満了になってしまうということになります。その後どうするのかということになると、ほかの市営住宅等々で入居できる場所があるのであれば、そういうところに移っていただくとかそういうことを想定するしかないのかという形です。先行している北海道の条例などを見ますと、入るときに小学校を卒業するまでの条件をつけた形で入居されていますので、その場合 1 年ぐらい前から、もうすぐ時期ですということと案内をして、それで新しい住宅はどうしますかという、市営住宅ならほかの市営住宅をどうですかということの案内をしているという形で対応しているようなので、それに倣った形でまたできればいいのかということで、今、考えております。

### ○川畑委員

もう一つ聞きたいのは、「借上げる住棟の単位と住宅の状況（案）について」、ここで質問なのですが、私が心配なのは、1 棟に一般の入居者と借上公営住宅が混在しています、この場合、市の借上公営住宅は 3 分の 1 が入居者の家賃となって、一般入居者との間に家賃の差が生まれるのだと思うのです。当然、同じ建物の中にいて、そういう差が生まれるのだと思うのです。そうなった場合に、住居者がお互いにそういう条件も知るわけですから、その中で異議が生まれないのかと、問題が起きないかということが心配なのです。その辺はどういう対応をするのですか。

### ○（建設）越智主幹

混在しないようにします。結局、今、委員がおっしゃられたような形で、一つの中に同じフロアであっても、この別紙の中にも載っているのですけれども、フロア単位で必ず分けるということにまずしないとならないだろう。同じフロアだったり、一つの建物の中であっても、ある程度区切った形で分けないとだめかと今のところは想定しているのですけれども、もちろん 1 棟全部借りられれば一番いいのですが、もしそれが無理だったら、そういう形で考えていかなければならないのかということと、あと現状の市営住宅においても、収入が違うということになると、家賃が違っているという方は混ざってお住まいになっている現状は確かにあることはあるのですけれども、それとはまた違った意味で、民間とやはり市営住宅の家賃の格差は当然ありますので、できればそれは避けたい。可能であれば、1 棟全部が借り上げできるような形で借りられれば一番いいというふうに考えています。

### ○川畑委員

要するに、階が違って一つの建物なのです。市営住宅だったら、その棟での町会というか、そういう関係が起きてくるわけですから、必ずそういう問題が起きると思うのです。だから、そういうときのためにも、やはり借りるのなら全部借りるというような方法で持っていくべきだと考えますので、その辺は検討してください。

### ◎空き家対策について

空き家住宅の関係で 1 点だけ質問させていただきます。

いろいろなアンケートをとって調整していただいているのですけれども、相当念入りにやってくれていると思います。それで 14 ページを見ていただくと、「空き家の管理や活用などを促すための必要な対策」とあるのです。この中で「解体費用の助成」との回答が 125 件、64.4%あるというのですけれども、今、空き家になっているところで、何が困っているかという、解体するのに費用がかかる。そして解体して更地になったら、6 倍も税金がかかる。私の知っている中では、これが一つの大きな悩みなのです。その辺については、どういった対応をし

ていくつもりですか。

○（建設）川嶋主幹

今、委員が御指摘の空き家の所有者等のアンケートの結果で言われたとおり、解体費用の助成があればいいという回答が多くなっております。当然こういった声も踏まえながら、私どもはこの後の課題をつくっておりますし、課題克服のための今後の取り組みということでやっていく上では、こういう声があるということ踏まえて、取り組みを進めていかなければならないというふうに考えております。

また、今、空き家を解体した後の土地の税金が住宅特例がなくなるので、6倍ぐらいになるということなのですが、そういった話は私どもも相談の中でも受けますけれども、この空家等対策計画の中では、その辺については全国的な国の税制の中で大きな枠で考えられることだと思いますので、本市のこの計画の中では、税のことについて触れることは現状では考えておりません。

○川畑委員

最初のほうの解体するのに費用がかかるのだと、それに対する補助とか援助とかは考えていませんかと、聞いているのですが。

○（建設）川嶋主幹

ですから、まさに取り組みのほうは、今後この会議の中で話し合われていって、取り組みの文言等になっていきますけれども、事務方としては、解体費用の助成があればいいという声が多く寄せられておりますので、当然それを念頭に取り組みの中にこういった声を取り入れていくということは現状で考えております。

（「考えていくということですか」と呼ぶ者あり）

事務方としては考えております。

○川畑委員

◎除雪問題について

除雪の問題で質問したいことがたくさんあるのですが、私も代表質問と予算特別委員会でも質問をしているので、それで不足な部分を中心にしたいと思います。

まず、「平成 28 年度除雪計画について」をいただきました。この中で私が疑問を持ったのは、生活路線のところですね、除雪路線というところで、生活道路、第 3 種路線、延長 126 キロメートルとあるのです。排雪路線がその下の（2）で 89 キロメートルとあります。これは逆算すると約 70%です、相当高い確率で排雪されているというふうに見ました。断トツ高いのはどういうわけなのかお示してください。

○（建設）雪対策課長

本日、建設常任委員会資料としてお配りしております「平成 28 年度除雪計画について」の中に記載がございます除排雪路線の延長についてでございますが、ここに書いている除雪路線、①の車道除雪に関しては、幹線道路、補助幹線道路、生活道路と表記しております。また、排雪路線についても同様の表記をしているのですけれども、一見こういう表記をしているものですから、除雪路線と排雪路線が同じように見受けられるような表記の形になっているのですが、実を言いますと、除雪路線と排雪路線の選定につきましては異なるものでございまして、補助幹線道路、第 2 種路線の除雪路線がそのまま排雪路線の補助幹線道路、第 2 種路線になっているということではないのです。具体的な例で言いますと、除雪路線の第 2 種路線になっているものが、排雪路線では第 3 種路線に位置づけられているという路線もございまして、全く別なものでございますので、これを比べるということについてはちょっと困難ということで答弁させていただきます。

○川畑委員

非常にわかりにくい資料で、もう少しわかるように出してほしいと思います、よろしくお願いします。

それで二つ目に疑問なのは、歩道除雪は、後で聞いたのですが、歩道総延長は 164.8 キロメートルだそうです。

歩道の除雪が 112 キロメートルで、この割合からすると 68%、約 70% ぐらいになります。そのほかに残っているのは 30% ぐらいあります。これはどこの辺のことを言っているのかお聞かせいただけますか。

○（建設）雪対策課長

市の歩道の総延長に対して除雪路線延長が 7 割ぐらいということですが、市道であって歩道であるものを除雪路線にしていないという例といたしましては、中央通などがございまして、そこに関しましては全面ロードヒーティングになっているようなところに関しては、除雪が入らないために除雪路線としておりません。

また、極端に狭隘で 1 メートルぐらいの幅とかそういうような狭隘な歩道もございまして、そういうところに関しましては、除雪をしたとしても置く場所がないものですから、それに関しては除雪不可能という判断のもとに除雪路線に入れていないということでございます。

○川畑委員

砂散布の車が、散布の延長距離が 56 キロメートルと聞いています。それで、この砂の回収はどこの担当がされるのかお示してください。

○（建設）建設事業課長

砂の回収の担当は建設事業課でございます。

○川畑委員

散布車でまいたのは、どんな手法で回収するのですか。

○（建設）建設事業課長

基本的には人力で回収するものと、あとは機械、機械というのはまず散水車で水を敷いた後、我々はスーパーと呼んでいるのですが、機械清掃車でブラッシングして、吸引する両方の機能を兼ねたもので清掃をするという形の中で、人力、機械でやっております。

○川畑委員

きめ細かな除排雪を目指している中で、例えば花園小学校や稲穂小学校、入船小学校や青園中学校の通学路を優先という質問に対して、「学校周辺の通学路は主に除雪第 2 種路線であり、昨年度出動基準の見直しを行い、一定の成果があった」と、このように答弁されているわけですが、この一定の成果があったということを具体的に説明していただきたいのです。

○（建設）雪対策課長

この一定の成果があったというのは、学校周辺のということではなく、除雪第 2 種路線の出動基準の見直しについて一定の成果があったということですが、地域総合除雪業務に参加していただいた業者の皆様からの回答では「第 1 種路線との段差が解消され、ロードヒーティング付近の段差も少なく作業ができた」ということであったり、「全体的に作業ができた」というような回答を得ていることから、一定程度効果あったと考えております。

ただ、これに関しましては、第 2 種路線全般の話でございますので、路線といたしましてはいろいろな特徴がございまして、そこが通学路であるとかないとか、もしくは道路幅、道路勾配というような個々の事情がございまして、通学路につきましてはパトロールを強化し、また必要な情報を収集した後一定程度の管理をしていきたいと考えております。

○川畑委員

それで、市民からいろいろな要望があって、前のときも質問の中で言ったのですが、桜小学校のところの通りがあるのです。そのところが以前は空き地があって、隣近所の人方もそこに雪を押し込んでいた。ところが、その空き地も買われて家が建ってしまっていて、今度は捨てる場所がない、年配の方が私に抗議に来たのです。空き地に住宅が建って雪押し場も失われた。私の家は車庫が道路に面しているのだけれども、車庫をあけてそこに置き雪を突っ込んで自分が入れているのだと、こういうところがあるのです。だから、そういうところはがたがた

道路の整正に力を入れるのであれば、そういうところにも力を入れてほしいと、そういうふうに思っているのです。

それに対する意見を一つ聞きたいのと、もう一つ陳情で赤岩 2 丁目の道路の除排雪について、ことしはどんな対策をされるのかと、そのことを聞きたいのです、具体的に対策を考えているかということ。というのは、町会の方から雪押し場の空き地を探しているという回覧が回ってきたというのです。恐らく雪対策課でそういうことをお願いしているのかな、であれば町会の皆さんも協力をお願いするという形だろうと思うのだけれども、それ以外に何か対策を練っているのかどうかお聞かせください。

#### ○（建設）雪対策課長

初めに、桜 13 号線の件につきましては、もちろんがたがた路面の解消とともに通学路であったり地域の道路の管理ということについては、大切なことだというふうに考えております。ここにつきましては学校のそばの通学路でもございますので、パトロールを強化してきちんとした管理をしていきたいと考えております。

また、委員の質問の中にもありました雪押し場というのは、狭隘道路であったり、そういうところにおいて、沿道の空き地に雪を投入するという形で、一定の道路幅員とかを確保するためには有効な手段でございますので、雪押し場の確保に向けても市で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、赤岩 2 丁目の特別養護老人ホームはるの付近の道路、具体的には赤岩道線と北山中学校下通線になるかと思いますが、ここにつきましては、今年度の取り組みといたしましては、赤岩町会長のところにまずお伺いいたしまして、その路線のみではなく町会全体として雪押し場の確保のために、空き地として候補になるところがないかということをお聞きしております。これに関しましては、第 1 ステーションと第 5 ステーション管内の町会長全てに当たってございます。今のところはそういうような形で反応を待っているところでございますが、これからの作業といたしましては、町会長一人ずつに会ってそういうふうに頼みましたので、状況がどうなっているのかというようなことを回答のない町会長に関しては、電話等で確認した上で、もし候補地があるということでございましたら、その所有者を市で調べて所有者の方に冬期間使わせていただけないかというようなことを確認してまいりたいというふうに考えております。

また、赤岩道線につきましては、先ほどの説明でもありましたが、砂箱、去年は仮設で設置していたのですけれども、ことしは本設で設置したいというふうに考えております。

そのほかの取り組みといたしましては、先ほど雪押し場について、町会長のところにまずお伺いしてということがあったのですけれども、それ以外に沿道を雪対策課の職員が歩いて、雪押し場の候補地になるという箇所が数件ございましたので、その所有者を法務局で調べて、その所有者にまず当たって使わせていただけないかというような形をお願いをしたところでございます。

#### ○川畑委員

ぜひ、そうやってうまくいくといいと思います。

#### ◎貸出ダンプの関係について

貸出ダンプの関係です。貸出ダンプでは利用日と利用回数についてですけれども、利用日の上限については平成 28 年度は 5 日から 3 日に変更、そして建設常任委員会では 470 団体があつて、5 日間で 1 団体で 4 日間で 5 団体というふうに伺いました。この 6 団体は特殊な状況があるのではないかと思いますのですが、その辺は把握しているのでしょうか。

#### ○（建設）庶務課長

状況等につきましては、昨年度の申込時の書類などで確認はしておりますし、昨年パトロールをしたときに現場の状況も確認しております。地図で見ますと、排雪範囲が広いとか、あとは雪堆積場の数が多いというようなところでの状況は確認しております。

○川畑委員

それで、利用回数についてなのですけれども、平成 29 年度から他都市の事例を参考に実施回数を検討するというふうになっています。検討するとなると、また減らすのかというふうに受けとめるのですが、具体的にどんな検討の進め方をするのか、わかればお示しください。

○（建設）庶務課長

市民との協働での排雪作業を行っている他都市の例を見ますと、大体 1 回というところもありますので、本市が他都市を上回るサービスを行っているという状況であるので、その辺について検討したいというふうに思っております。ただ本市につきましては、坂があるとか、あと狭隘な道路もありますので、そういったような本市の特性を見た上で検討を進める形になると思いますけれども、具体的な部分については、今、言ったような課題を整理する形になるのかというふうには考えております。

○川畑委員

そうしたら、具体的にこういうふうにして進めるという案は、まだ決まっていないということですね。

次の質問に移ります。利用申し込みについて、現在、業者による申し込みも可となっているわけですけれども、これを利用団体からの申し込みとするということは、町会とか地域の利用団体の代表が直接市役所に来なければダメなのかと、そういうふうになるのですか、その辺はどうですか。

○（建設）庶務課長

直接利用者の申し込みにつきましては、前回の建設常任委員会でも報告しておりますけれども、この制度の周知とか、あとはこの制度を認識してもらう、それから業者の不適切な利用の防止を図るということで、利用者の直接の申し込みを考えておりますので、その辺については、今、言ったように直接利用者に市役所へ申し込みをしていただきたいと考えてございます。

○川畑委員

いろいろな団体の事情もあると思うので、その辺で来られない場合には、こちらから直接電話をするなりして対応できることもあるのではないかと思うのだけれども、そういうことは考慮の中に入らないですか。

○（建設）庶務課長

現在、例えば LED の変更についても基本的には利用者の町会の方に来ていただいて申し込みをしていただいているということもございますので、時と事情については検討していかなければならないかと思っておりますけれども、基本的には利用者の方に直接申し込みに来ていただきたいということで、この辺につきましては、いきなり今年度ではなくて 1 年間周知をするということで、来年度、29 年度からやっていきたいというふうに考えてございます。

○川畑委員

集合住宅の道路とか、駐車場の関係で、雪堆積場の排雪など特例を廃止するというふうになっているのですけれども、具体的に集合住宅とはどこの住宅を指しているのか、平成 27 年度は何カ所の団体があるのか、お示しいただけますか。

○（建設）庶務課長

集合住宅につきましては、具体的に、今、想定していますのは、市営住宅、道営住宅、それから公務員宿舎、マンション、アパートというふうに考えております。

また、27 年度の集合住宅の申請団体は 15 団体でありました。

○川畑委員

15 団体というのですけれども、貸出ダンプ制度の平成 28 年度予算額は 1 億 300 万円でしたよね。集合住宅の道路とか駐車場などの雪堆積場の排雪などの廃止でもって予算額 500 万円を削減するという提案なのですけれども、これを進める前に団体との話し合いというのはされているのかどうか、その辺をお聞かせいただけますか。

○（建設）庶務課長

まだ事前に利用者には説明はしておりませんで、議会終了後に行う予定でございます。

○川畑委員

事前に話をしないで、例えば予算特別委員会でも通ったから、もうオーケーということでやってしまった場合に、また何か新たなトラブルが起きませんか。

○（建設）庶務課長

今回の貸出ダンプ制度の見直しにつきましては、本来この制度自体が道路の雪の排雪を対象としている制度なものですから、この辺について本来の制度の利用をするということで、今回、見直しを行いますので、周知、それから説明については当然しっかりしていかなければならないと思っておりますし、今後の説明についても除雪懇談会とか、それから集合住宅の利用者については、別に説明をしていかなければならないかは考えておりますけれども、そういった部分を含めて御理解をいただきたいとは考えてございます。

○川畑委員

理解していただければ何ということはないのだけれども、また新たな争点が起きてもめることになったら、逆な効果になるのではないかと考えて心配しているわけです。

それで、ダンプトラックの配車方法の検討については、先ほど高橋克幸委員から質問されて、来年実施すると、夏には示せるということで間違いないですね。

○（建設）庶務課長

先ほど建設部長から答弁いたしましたけれども、仮に平成 29 年度の冬に行うということを想定した場合には、夏ぐらいにいわゆる組合に提示をしなければ間に合わないということで、例示をしたという形ですので、実際に具体的にいつやるということは、先ほど言ったように現時点ではまだ決まってはございません。

○川畑委員

そうしたら、具体的に 29 年度からやるというふうには決まっていらないということなのですか。もしその場合には、29 年度からやるのであれば、夏に明らかにするというようなことなのですか。

○建設部長

私どもで示しましたが、貸出ダンプ制度については、まず制度の根本に立ち返るということで、そういった立ち返りの見直しというのは、可及的速やかにやりたいということで、今年度から始めるものは、質問にありましたとおり集合住宅の見直しといたしますか、そういったもろもろの部分をやります。ただ、なかなかすぐにやっても理解いただけない部分、説明いただかなければならない部分、それから事前の準備が必要な部分、それがありますので、そういったものは平成 29 年度、例えば今、質問がありました団体から直接申し込みを受けるといったものも、ことしすぐやりますからと言ってなかなか事情も、大変失礼ですけれども、その団体の代表者の方も図面がわからないという方も実はいらっしゃいますので、そういったことですぐにはできないだろうということもありまして、ある程度周知が必要なものについては来年にしななければならないだろうということがございました。

あと、それからトラック組合との話し合いにつきましても、これにつきましては、やはり私どもの一定の考えは、これから検討していかなければならないのですけれども、相手方とのすり合わせも必要です。これは相手方の言うことを聞くという意味ではなくて、私どもの考えを理解していただきますけれども、いただく中で、やはりどうしても無理難題というのは言えませんので、そこら辺で、組合側にも私どもの考えを理解していただく、それから組合側としてもどれだけのことができる、そういったことのある程度すり合わせも必要ですので、そういった意味では、まずことしは残念ながら難しいだろう。それから、そういうことになればまず来年度を一つの目標としてやはりやっていかなければならないだろうということで、今、考えているところでございまして、そこら辺もありますので、そういうすり合わせの時間も考えますと、来年度やるということにすれば、夏ぐらいには、最初こ

ういう考えを持っているということは、示さないと言間に合わないということで話した次第でございます。

○川畑委員

◎南小樽駅周辺地区のバリアフリー基本構想の策定について

次に、南小樽駅周辺地区のバリアフリー基本構想の策定について質問をします。これについては3点ぐらいにまとめて質問をしたいと思います。

まず1点目は、我が党の小貫議員が一般質問で、まち歩き現地調査は9月1回だけではなくて、冬の現地調査を行った上で基本構想をまとめるべきだと、質問でただしているところなのですが、市は今のところ冬の現地調査を考えておらずと、そういう答弁をいただいておりますが、その後も変更はないのかどうか確認させてください。

○（建設）まちづくり推進課長

冬の現地調査の件につきましては、現在のスケジュールの中では、9月のまち歩きをもって基本構想の素案をまとめるというスケジュールにしておりますけれども、冬の現地調査という部分につきましては、今後、開かれます協議会がございますので、その中で冬の現地調査の必要性について議論いたしまして、協議会として方向性を出していきたいというふうに思っております。

○川畑委員

ということは、冬期間もう一回調査をしたいと考えているということですか。

○（建設）まちづくり推進課長

協議会の中で、冬の現地調査の必要性についても議論した中で、考えていきたいというふうに思っております。

○川畑委員

そうしたら、協議会の中で議論して、それで話が決めればやる、そうでなかったらしないということなのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

協議会の中での議論を踏まえまして、場合によっては、冬の調査を行うことも考えられるというふうに思っております。

○建設部長

本会議のときにも、私どもは今のところ予定にありませんということで申し上げましたところですが、それは同時に、ある程度夏の状況が、冬に雪が積もることによって夏のバリアフリーで足りないところ、不足しているところというのは一定程度想像がつくというのが一つ根底にあります。要するに、バリアフリーというのは整備したのが雪になってどうなりますかということですので、雪を想定すればある程度想像がつきます。あと利用者からのアンケートもありますので、それである程度想定はできるのではないかと、私どもの事務局の案でございます。ただ、そういった形でやらなくてもいいのではないかと私どもの案を、協議会にお諮りしまして、それでそのとおりだということであればやらなくてもいいだろうと思っております。ただ、協議会の皆様のほうで、やはり冬もやらなければだめですねということであれば、その辺はあえて私どもからそんなことは言わないでやめましょうという話にはなりませんので、これはやらなければならないということをまちづくり推進課長は答弁したところでございます。

○川畑委員

では、その辺は協議会に委ねるということになっていくのですかね。

それでもう一つの質問なのですが、基本構想の後の協議会のあり方について質問しているわけですが、市の答弁については策定まで協議会は終わりという答弁であったけれども、基本構想のガイドブックでは、基本構想を策定することをゴールとすることなく、継続的に段階的にバリアフリー推進に努める必要があると載っております。協議会の役割として、基本構想の作成プロセスのさまざまな段階でもって、住民参加を図ることが重要としているわけで、これまで議論してきた経過などを把握する必要があるのではないかと、このように思うの

です。本市としても協議会を継続していくという捉え方でいいのかどうか、その辺を確認させてください。

○（建設）まちづくり推進課長

基本構想策定協議会のあり方なのですけれども、今、設置しております協議会は、基本構想策定をもって一定の目的を達成した時点で終わりということにはなろうかと思えます。ただ、基本構想策定に続く形で各施設管理者等におきまして、特定事業計画というのを定めて、それに従った形で実際のバリアフリー化というのを進めていくという流れになっていきますので、事業への進捗状況の管理と言いますか見守りと言いますか、そういったものは必要になってくるかとは思いますが。そういった進捗状況の管理のあり方につきましては、今、設けております協議会の中でも、こういった形でやっていったらいいかというあたりを議論した中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○川畑委員

この地域は、カラーの図面でいただいているのですけれども、地域住民からは住吉線の海岸側の通り、住民が通ったり観光客も通ると、このグリーンの線の浜側です、この坂道になるのですけれども、そこも関連路線として入れてほしいという意見もあるのですが、その辺はどういうふうに考えていますか。

○（建設）まちづくり推進課長

このバリアフリー基本構想でございますけれども、法律的には高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づきまして基本構想を定めるということでございます。一番対象になるのは高齢者とか障害者とかそういった方々が、円滑に生活関連施設と言っております病院とかそういったところへの移動の支障とならない、そういったまちづくりと言いますか、そういったものを目指しているところでございます。もちろん今この重点整備地区というのは、現段階ではまだ案の段階ではございますけれども、協議会の中ではおおむねこの重点整備地区の範囲ということで理解はいただいているかとは思いますが、今後の協議会の議論も踏まえまして、そういった区域、地区の決め方と言いますか、そういったものも協議を踏まえた中で検討していきたいというふうに考えてございます。

○川畑委員

◎石狩西部広域水道企業団議会定例会について

次に、石狩西部広域水道企業団議会定例会の報告について質問します。

最初に、この表にある決算資料を出していただいた議案等の中の（１）議案第 1 号、その中に「北海道における職員給与の減額措置状況などを勘案し」となっているのですけれども、減額措置というのは、どういう状況になっているのかお聞かせいただけますか。

○（水道）総務課長

議案第 1 号の提案理由の中でございます、「北海道における職員給与の減額措置状況」ということについてですが、石狩西部広域水道企業団に確認をいたしましたところ、北海道では管理職以上において給料の減額措置が実施されておりまして、平成 28 年度で申し上げますと、主幹職で 3%、課長職以上で 7%削減しているということ聞いております。

なお、期末手当につきましても、従前は減額しておりましたが、平成 26 年度以降につきましても削減していないということございました。

○川畑委員

それで、決算認定について伺いたいのですが、決算認定の中で、収入の部で予算額に対する増減が 268 万 2,110 円減となっているのですが、この要因についてお聞かせください。

○（水道）主幹

主な要因としましては、当別ダムに対する札幌市の負担金の減であります。石狩西部広域水道企業団は北海道所

管の当別ダムに対しまして引水していることから、ダムの維持管理費用として負担金を支出しておりますが、当別ダムの維持管理費が予算に比べて減ったことから、企業団が支出する負担金も減っております。現段階で企業団からの水道用水を受水していない札幌市は、企業団が負担するダム負担金の一定割合を負担することとなっていることから、これに連動して減額等になったと聞いております。

○川畑委員

それではもう一つ、支出の部分では、不用額が 8,686 万 1,057 円と出ているのですけれども、その要因について説明してくれますか。

○（水道）主幹

石狩西部広域水道企業団で運営しております当別浄水場における動力費、薬品費、委託料などが減少したことにより不用額が生じたと企業団からは聞いております。

○川畑委員

それで、私が昨年のと比較してみました。それで、収益的収入支出差引が予算に比べて決算では 8,417 万 8,947 円、平成 26 年度は 1 億 1,676 万 3,089 円とあったのです。要するにこの中では好転していると報告しているのです。昨年に引き続いて高額の好転をしている状況であれば、供給単価の引き下げをすべきではないかと思うのですが、その辺についてはどうですか。

○（水道）主幹

収支好転分を供給単価に反映することについてでありますけれども、過年度から小樽市を含め各構成団体から強く要望してきた経緯もあり、最終的には 1 立方メートル当たり 3 円引き下げる方向で進めていると、石狩西部広域水道企業団からは聞いております。

なお、この算定方法につきましては、平成 25 年度から平成 27 年度決算及び平成 28 年度予算までの収支好転分と平成 29 年度以降、安定的な浄水処理を維持・継続するために将来必要となる額の計上を総合的に勘案し、供給単価を算定していると聞いております。

○川畑委員

1 立方メートル当たり 3 円ほど下がるということですね。供給単価は現在幾らになっているのか。それとも一つ来年引き下げとなれば、小樽市にどの程度の影響があるのですか。

○（水道）主幹

供給単価につきましては、現在、税抜きで 1 立方メートル当たり 114 円となっております。また、来年度以降、引き下げとなれば、平成 28 年度の年間基本水量 50 万 4,430 立方メートルでありますから、算出しますと約 150 万円が小樽市の負担減となる見込みであります。

○川畑委員

久々に減額されて負担が減るという喜ばしい報告が聞きました。ありがとうございました。

◎住宅エコリフォームの助成について

住宅エコリフォームの助成事業について質問いたします。

まず、ことし 7 月の建設常任委員会で確認されているのですけれども、平成 11 年基準をクリアした工事を対象にしているというふうに聞いております。これは断熱性能とか断熱の厚さ、屋根裏とか床下の厚さとか窓もペアガラスにするなどという基準があるわけですが、7 月の建設常任委員会の中では、小樽市の申請件数は 4 件しかなかった。それで断熱改修が 2 件で窓及び天井断熱が 1 件、床断熱が 1 件で合計 4 件だったと、そういう報告を受けているのですけれども、この後の変化はありますか。

○（建設）建築住宅課長

現在の申請件数であります。前回 4 件で、今 5 件であります。それで 5 件の 1 件分は、窓の断熱改修でありま

す。

○川畑委員

業者から私のところにもいろいろ苦情が来たのがありました。それで業者からは、以前の住宅リフォーム助成制度より規模が大きくなって扱いがなかなかできないのだと、そういう苦情が寄せられています。それで、改修希望者は、予算が大きくて対応し切れないと、あるいは屋根裏とか床下の断熱、窓のペアガラスにしても一遍にできないので分けてやりたいのだけれども、そういう対応はできないものかとか、あるいは1部屋ごと何回かに分けてエコリフォーム助成制度を活用できないものかとか、そういう声が寄せられているのです。小樽市も事業者とのヒアリングを行っていると思うのですけれども、どんな意見が出ているのか、私の聞いているところは何件かの意見なので、もし意見があれば、どんな状況があるかお示してください。

○（建設）建築住宅課長

我々のほうも建築関係の4団体とヒアリングを行いまして、ある一定の共通したような意見が出てまいりました。

まず1点目としては、対象となる住宅では、同一住宅には1回限りという要件をつけていたのですけれども、これはちょっと外してほしいということで、なぜかというとな断熱改修となると、先ほど委員も言われたとおりに、比較的費用もかかるということで、段階的に行いたいという方もいるのではないかとということで意見が出されました。

また、もう一点、前回の住宅リフォーム助成制度を使った人は利用できないということも要件から外してもらいたいという意見が出されました。これは、前回リフォームをやって、また断熱改修なり、もしくは省エネ型の機器を設置するという方もおられるので、そういう方も考慮して、これはちょっと要件から外してもらいたいということが出てまいりました。

また、もう一点として、いわゆる省エネの対象となる工事なのですけれども、その中で窓の断熱改修というのが多いのですが、市の規定では居室の窓全てをやることを必須にしているのですけれども、このハードルが高いのではないかとということで、一部の窓でも対象にしてもらえないかということで意見が出されました。これは全部一遍に改修するには工事費も高いということ、または1回、2回に分けて分割して工事を考える方もいるのではないかとということ、また高齢者世帯ですと1階部分だけで生活して2階部分は余り使わない方もいるのではないかとというような意見は出されました。

○川畑委員

最後の質問になりますけれども、国からの助成金という関係があるので、柔軟な取り扱いがしたいと思っても、なかなか難しいのだろうというふうに思うのです。それでどんな対策をこれから検討していくのか、これからどんなことをしようとしているのか、もしあったら聞かせていただきたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

我々も事業者のヒアリングとか窓口を通して市民の皆さんの意見を踏まえて、広く利用できる制度にしたいということは考えています。ただ、今、委員がおっしゃられたように、国費を導入している事業なものですから、今の先ほど言った変更点なりを変更しても、いわゆる国費導入に耐えられるものか、オーケーが出るかということで、現在、後志支庁を窓口として北海道と協議している最中でございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。民進党に移します。

---

○中村（誠吾）委員

何点か質問をさせていただきます。

◎公営住宅について

一つ目は、公営住宅についてなどであります。それは、まずこの間、公営住宅について、これまで小樽市におい

でも過去さまざまな住宅計画を策定し推進されてきていると理解していますけれども、この 10 年くらいの計画のま  
ず進めてきた概要をお聞かせください。

○（建設）越智主幹

平成 21 年度に小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画を策定しております。これは、いわゆる市営住宅の資産ですね、  
ストックというものの長寿命化を図って建てかえや用途廃止をあわせて進める中で、事業費や事業量の平準化を図  
るということを目的としているものでございます。

○中村（誠吾）委員

その計画を遂行してくれば、将来の小樽市における市営住宅のあり方、簡単に言うと、特に戸数や立地について、  
どうしていくと考えているのかお聞かせください。

○（建設）越智主幹

その計画の中で、耐用年数を過ぎて老朽化したオタモイの住宅がそうなのですが、簡易平屋建ての住宅の  
用途廃止、それから 40 年代後半、それから 50 年代に建設された中層の住棟を計画的に修繕、改善工事を進めて、  
適切な管理戸数の確保に努めるということで、その計画の中ではうたわれていまして、平成 31 年度のその計画の最  
終年度の必要管理戸数ということでは 2,900 戸ということで計画の中ではうたわれているところです。

○中村（誠吾）委員

それで、現在の市営住宅の管理戸数と実際に住んでいる戸数をお知らせください。

○（建設）越智主幹

平成 28 年 4 月現在ということで答弁をさせていただきますけれども、管理戸数は 3,237 戸あります。その中で、  
公募が可能な住宅として 2,762 戸、あと募集を停止している住宅が 475 戸ということになっております。

○中村（誠吾）委員

政策的にとめているのもあるのはわかりますけれども、それで空き家が多いのは端的に聞きますけれども、どこ  
の住宅ですか。難しい聞き方をするのだけれども、それぞれどのくらいの空き家があって、その理由、原因は一定  
押さえていますよね。

○（建設）越智主幹

あいているところが多いところ、言いかえると入居率が低いところなのではございますけれども、塩谷地区とかやは  
り祝津地区が、今あきがちょっと多くなってきている状況になっています。

それで、どのぐらいあいているのかということなのではございますけれども、同じく平成 28 年 4 月時点の数字なのではござ  
いけれども、塩谷でいくと、何戸か住宅ごとに違いは若干あるのではございますけれども、おおむねこれでいくと大体 80%強ぐら  
いの入居率、それと祝津でいくと大体 85%ぐらいい入居率となっております。

その理由ではございますけれども、両方の住宅ともエレベーターがついていないというのがやはりあるのかということと、  
あと中層住宅で、今、4 階ないしは 5 階建ての住宅ということで、階段のみしかなくてエレベーターがない。あと  
周辺にいわゆる利便施設、そういったものも少ないということが要因としては考えられるのかというふうには考え  
ております。

○中村（誠吾）委員

現在、それらを解消する方策、方法について具体的に何をやっていますか。

○（建設）越智主幹

塩谷地区において、随時募集を行っているということと、あと塩谷住宅は 3DK ということで、3DK の住宅が  
結構多いのですが、そこは本来二人以上で入居申し込みができる住宅になっているのですが、その条  
件を緩和しまして、単身での入居を可能としているということでございます。

○中村（誠吾）委員

それで、今の公営住宅というのは、昭和 40 年代、50 年代に建てられたものが多いと認識しているのです。ということは、今、越智主幹も答弁したとおり残念ながらそれらに該当するエレベーターのない中層住宅に住んでいる方々の戸数というのは押さえていますか。

○（建設）越智主幹

全体の戸数ということでいくと、エレベーターが設置されていない住棟に関していくと、1,893 戸ということで押さえております。

○中村（誠吾）委員

今後、高齢化が進むことを考えると、エレベーターがないということで、残念ながら入居者が徐々に減っていくと考えられます。私は、今の中層住宅にエレベーターをつくれと言っているのではないですから、そんな突拍子もないことを言っているわけではないけれども、減っていきますよね。そうなるに限られた財政の中で、用途廃止なりを考えざるを得ないことになっていくのではないのか。というのは、前にも言ったのですけれども、現実に赤字再建団体となっている夕張市も、それは断腸の思いでやったのです。その辺のところを、すごい難しいことを聞いているのですけれども、そのような考え、今お聞かせください。

○（建設）越智主幹

本当に現時点でなかなかちょっと申し上げづらいところがあるのですけれども、現状の計画は平成 31 年度までということになっております。その時点で新たな計画を作成することになると思うのですけれども、その中で、今、委員がおっしゃられたようないろいろな事象、人口、世帯数の関係とか、あと財政状況とか、あと応募状況だったり、入居状況だったり、あとその建物がどれぐらい傷んできているのだとか、そういう老朽化の状況を踏まえて、改めて、今、実際ある住宅、今、持っている保有しているストックをどういうふうにして使っていくのか、あるいは直していくのかどうするのかということを含めて、その計画の中で改めて検討されるということになると思えますし、あと実際の管理戸数、何戸を実際持たなければならないのかということも、その中でいろいろなことを含めて検討されてくるということになるというふうにご考えております。

○中村（誠吾）委員

なぜ難しいかという、当たり前ですけれども、公募による入居でありまして、住まれている方の権利ですよ、これは絶対侵してはならないわけです。ただ、その中で、夕張市でもあったのが、今 3 階なのだけれども、1 階に行けたらということもあるが、市営住宅の運用としてそうは簡単にはいかないわけです。そういうことで、考え方が難しいということでしたのですけれども、そこで私は市として責任を持って必要な公営住宅を今後も確保すべきと考えています。さきの空き家の対策のことをとやかく言っているわけではありません。住んでいる人たちが、病院やスーパーや公共交通を利用しやすいなど、利便性が高い地域が小樽駅を中心とする地域だからということで、実は私としては中心市街地という言葉がひとり歩きしているのではないかと危惧しています。私は偏った考えがあると思っています。ですから、この東西にある小樽市の全体の発展等を考えていくときに、それにこだわらず公共住宅の整備は考えるべきだと思いますけれども、現時点での市の考えをまずお聞かせください。

○（建設）越智主幹

そもそも市営住宅の趣旨というのは住宅に困っている低所得の方に安全で快適な住環境を提供するという、いわゆるセーフティネットとしての役割というのが大きいというふうにご考えておりまして、それは今後も引き続き、維持していく必要があるというふうにも考えておりますので、適切な管理戸数の確保や、維持・管理、そういったことに努めるとともに、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、市民のニーズとか立地条件とか、あと近隣の市営住宅との関係とか、そういったものを総合的に検討しながら、新しい住宅が必要だということになれば検討しなければならないでしょうし、あと老朽化した住宅については、やはり用途廃止であったり建てかえということ

も含めて、考えていかなければならないのではないかとこのように考えています。

○中村（誠吾）委員

この項の最後の問いなのですけれども、先ほど長寿命化計画も聞きました。何かをやるにしても、10年、15年先を見据えてやっていかなければなりませんし、長寿命化計画も計画で10年かかっていると認識しています。残念ながらのですけれども、実は今日の社会が持てる者と持たざる者という格差拡大が問題になっています。それで、そのようなときに、私は人口は減少しても、公営住宅に対するニーズは高まると考えています。

それで、今、越智主幹が答弁してくれましたとおり、公営住宅法の法の趣旨です。これは所得の低い人たちに安心して住める住宅を供給するという責任も持っているわけですから、これまで質問してきたことの中身にも関係しますけれども、民間活用とは別の次元で考えていただきたい。そして、市としても、今後しっかりとした計画のもと、スクラップ・アンド・ビルドも必要になると私は考えています。それで、市営住宅の建設を着々と進めていただきたいと思いますと思いますが、最後に建設部長がいらっしゃいますので、総体的に何かお考え、お話があれば。

○建設部長

市営住宅、道営住宅も含めて公営住宅ということになると思いますけれども、その役割というのはもちろん委員のおっしゃるとおりだと思います。やはり住宅に困っている方のセーフティネットといいますか、そういったものが必要でありますので、そういった役割は今後も続くであろうというふうに思っています。

ただ、あと私どもとすると、市内の中で、先ほど説明も申し上げていますが、やはりどこに住宅の需要ができるのか、それには的確に答えていかなければならないということもあります。それと同時に住宅は1年ですぐつくれるものではありませんので、長期的なまちづくりといったものとも整合を合わせながらしていかなければならないといったことをトータルに考えていかなければならないのだろうというふうに思っております。それと同時に、今、民間活用の話がありましたけれども、同時にやはり夕張市の例えもありましたけれども、過大にまた私どもも住宅を抱えるというわけにもいきませんので、そういったトータルな需要、民間の需要、それから困っている方の需要、そういったものをトータルとして、今後も動きを見ながらやっていかなければならないのではないかとこのように考えているところでございます。

○中村（誠吾）委員

次に、質問を変えます。

◎高島漁港の観光船事業の建物について

私は、予算特別委員会でも端的にお聞きしたので、結論を聞かないと無責任になりますからお聞きします。

高島漁港の観光船事業の建物についてお聞きします。建築指導課だと思うのですけれども、予算特別委員会で聞いたときに、完了検査の話をいたしました。終わりましたかと言ったら、追加だか何だか私は基本的に合格していないのだと思ったのですけれども、まず完了検査が終わりましたよね、終わった日をお示してください。これ今、議会で結構もめていますので。

○（建設）建築指導課長

完了検査が終わった日についてですが、完了検査を行い、建築基準関係規定に適合している場合、検査済証を交付しますが、9月21日に現地にて用途が倉庫から事務所に変更になった建物に換気扇が設置されていることを確認したことから、9月21日付で検査済証を建築主に交付しました。ですから、完了検査が終わった日は9月21日になります。

○中村（誠吾）委員

建設部は調査機関ではないので、あえて無駄だと思うけれども聞きますけれども、その間、その用途が変更されて検査済証を渡されるまで、その棟を事業者は使っていませんでしたよね。

○（建設）建築指導課長

今の完了検査が終わった日、9月21日以前の建物の使用についてですが、建築主に聞き取りをしたところ、船舶の利用者が敷地内に立ち入ったことはありますが、建物を使用している営業は行っていないことを確認しております。

○中村（誠吾）委員

まず一つ、この建物の用途の変更も含めて流れはわかりました。まずは、建設部としては一つの終結を迎えているということはわかりました。

それで次に、もう一つ新しい疑問が出てきたので、お聞かせいただきたいのですが、9月26日の予算特別委員会における公明党の資料要求の中で、確認申請書が資料として出ています。それで、最初の、これは7月22日の受付印を押している確認申請書の中で、建築位置が書いてあります。高島1丁目36-14、次に2枚目の確認申請書、変更確認と押されているものの資料の中に、この建築位置なのですが、「国有地（一部）」と書いているのです。この国有地ですけれども、どのような土地なのですか。ちょっと私はわからないので、市の土地だと思うのだけれども、国有地と書いています。公有地ですよ、この土地の位置づけと、どのような変遷できて市で管理になっているかも大ざっぱでいいし、まさか宅地ではないと思うのです。この土地の使用用途もお聞かせください。

○（建設）用地管理課長

今、委員のおっしゃっているところは、正確には国有地だったところだと。現在、普通河川ウシ川の河川敷地として市が所有している土地です。

○中村（誠吾）委員

今、用地管理課長から、それ河川敷地ですよ。まず私は素人なので聞きます。河川敷地に、これは建物やその他民間事業の方たちが用途として使えるのですか、大きく聞きますけれども。

○（建設）用地管理課長

通常、永久建築物としては行政財産ですから建てることはできません。そのほか土地利用を図るときには、河川占用の手续をとっていただければ、河川占用許可を出すことによって使うことはできます。私どもが把握しているのは、今、駐車場として使いたいということで、申請が上がってきておりますので、その旨で理解していたところでございます。

○中村（誠吾）委員

もう一度聞きます。永久な建物はないのだけれども、それについては判断できるのだけれども、駐車場はよろしいのですか、もう一度聞きます。

○（建設）用地管理課長

敷地の占用という形で駐車場として使う部分については、河川占用許可で許可になります。

○中村（誠吾）委員

今、用地管理課長からもう一つ出たのですけれども、私の考え方に間違いなければ、行政財産ですね、もちろん土地も含めて取得額もありますけれども、これを貸与したり、または売却したりするに当たっては、普通財産に変えなければなりませんよね。これらに関して、今、申請があるのかないのかはわからないのだけれども、もし貸して、普通財産にしなければならぬということが正しいのであれば、貸与であろうが売ろうとしているのであろうが、これについてはどの時点で申請が来たりして、普通財産にして、もう一つ言います、議会に報告する義務はありますか、ないですか。

○（建設）用地管理課長

本来の手续でいけば、行政財産というのは行政目的を持っている土地ですから、河川の土地なので永久建築物という形で建物を建てるということはできません。それが建てることのできる場合は、河川敷としても利用しなく

なった土地ということ判断して、それを行政財産から普通財産に分類がえをして、普通財産に落とした後に、それを売却するという手続になると思います。

○中村（誠吾）委員

手続になろうかと思えますということわかりました。そうすると、この間、議会で議論にはなっているわけなのですが、何らかの協議、申し入れが今の時点で事業者から申し込まれているとか、建設部として協議をし始めているということはあるのですか、ないのですか。

○（建設）用地管理課長

今、私が業者から相談を受けているのは、駐車場として使いたい。それで、将来的には用地を購入することも含めて検討しているということなのですが、先ほど来、答弁をしておりますように、行政財産を普通財産に落としてそれを売却するというになると、おおむね 1 年以上の時間がかかると思います。その手続を踏む間、暫定的にはありますけれども、駐車場として使用させてもらいたいということですので、河川占用という形で、今、申請を上げていただいている。

それで、先ほど答弁で一つ漏れましたけれども、議会への承認ということなのですが、それについては議会への報告等は必要ないというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

理事者の方を疑っても仕方ありませんし、今、適法とかではなくて、申請を受け付けている形の中で進んでいるのでけしからんという言い方もできませんけれども、ただ、今、聞いたとおり、事業者がそのような意思をあらわしているということは、今お聞きしましたので、この時点で確認をさせていただきたいと思えます。まず、この高島漁港区についての質問についてはこれで終わります。

◎南小樽地区バリアフリー基本構想策定協議会について

次にもう一つ、私が勉強不足でわからないのですが、お聞かせいただきたい。南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会のことなのですが、議員の先輩等にもお聞きしたところ、平成 26 年 6 月の第 2 回定例会で、たしか建設常任委員会で銭函駅も南小樽駅のことも議論をされて、当時まちづくり推進課が何か答弁されている、例えば乗降客とか、平成 32 年度までのバリアフリー化をどう実施していくかなどの議論をされていると思うのですが、それ以降、厚生常任委員会や総務常任委員会でも議論されているとお聞きしているのですが、今は建設部の所管でやっているのですが、この理由と変遷について聞かせてもらえませんか。それが事実であれば、なぜそのように厚生所管や総務所管になって動いてきているのか。

○建設部白畑次長

以前の厚生所管の部分は私も承知していませんけれども、昨年まで企画政策室で所管をしておりました。今年度 4 月から、このバリアフリーの業務が建設部、課で言いますとまちづくり推進課。それで私も異動でまちづくり担当の当時は副参事ということで、この業務をやれということで新たに建設部になったという経緯があります。

では、なぜ移ったのかということもありませんけれども、これはいろいろな考え方はあるかと思うのですが、企画政策室で持っていて、いろいろな協議会の設置とかの準備はしていたのですが、実際、各論になりますと、かなり各道路管理者との調整とか、それからやはり技術的な話という部分が出てきますので、それもいろいろな考え方はあるかとは思いますが、そういった部分では建設部で、これはまちづくり推進課が窓口なのですが、特定事業をやりますという、ある意味で道路整備なのです。そういうことになると、建設部でやったほうがより現実的ということで移行してきた。

それから、今、庁内ではこの辺の交通関係、バリアフリーだけではなくて、交通関係についてももうちょっと組織なり考え方を整理しようという考え方も出てきていますので、そういったことで今年度から建設部に移ってきたということもございます。

○中村（誠吾）委員

一つまずおわびします。厚生常任委員会の経歴がなかったら、それは間違いですから訂正をします。ただ、確かに総務部、総務常任委員会、企画マターだったということが事実だったということ、よくわかりました。

それでお聞きするのですけれども、今、基本構想策定協議会の話がされていた中で、メンバーの話になりました。「学識経験者、福祉・観光・地域住民などの各関係団体、市民、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、北海道運輸局及び市」とあるのですが、先ほど共産党の川畑委員も質問したとおり、もちろん福祉もわかります。それと交通政策もあるから、例えばタクシープールをどうつくるのか、バス停はどこに行くのかとかと、それらもわかるのですけれども、関係団体に観光と入っているのです。住吉線の海岸線も含めて商店はあるから私もわかりますけれども、この観光という位置づけは、どういうことに入っているのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

観光関係の団体が入っているということにつきましては、南小樽駅が堺町の観光エリアといいますか、そういったところからも近いという状況もございますので、観光のファクターというのは外せないだろうということで、観光関係団体の方には入っていただいているというところでございます。

○中村（誠吾）委員

先ほど、川畑委員の質問でも、この住吉線の観光者もいるということで、その答弁の中で区域、地区の決め方は、今後、協議会もするのです、コンクリートしているわけではありませんということになったのですけれども、そうなりますと、どうしても出てくる質問なのです。商店主の事業者がいる、観光事業者もいる、商工会議所がなぜ入っていないのでしょうか、それについてお聞かせください。

○（建設）まちづくり推進課長

商工関係の団体ということでございますけれども、この基本構想の策定協議会の組織の検討に当たりましては、駅周辺の方々の商工関係ということであれば、商店街の組合とか、地元の組織でまずふさわしい方がいらっしやらないかということで検討をいたしました。その中で、たまたま南小樽駅の周辺につきましては、商店街組合のような組織がございませんでしたので、それにかわってといいますか、商店街、店をやっている方も、地元の町会の方が商店街組合も兼ねているといいますか、重なっているといいますか、そういったことが実態だというふうに聞きましたので、町会団体の方、二つ入っていただいておりますけれども、そういった町会の方に入っていただくことによって、地元の事業者の方の意見を拾い上げるというようなことで可能かというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

今おっしゃっていることのご理解はできると思いますけれども、これは大きな計画です。再開発、バリアフリー化ということで、南小樽地区の駅舎を中心に新幹線までやろうとしているのです、在来線の話もあって、その中でかかわってきて、いろいろと2次交通もかかわってきて、経済団体の商工会議所がないというのは、私は、これはやはり無理があるのではないのかと、今後話をしていく中でもということ、まずこれは指摘もさせていただきますし、今後やはり入っていただくべきだということは、主張させていただこうと思っておりますので、きょうは質問ではなくて、意見反映をさせてもらうということで終わります。

◎今年度の除排雪について

除排雪の問題で、どうしてもわからないからお聞きします。この間、はっきりなってきたのだけれども、平成 27 年度の実績をもって、ことしは排雪は 27 万立方メートルの予定でいいのですね、そしてきめ細やかで 4 万立方メートル、そして交差点で 1.2 万立方メートル、32 万 2,000 立方メートルという考え方で、今きめ細やかで 4、交差点が 1.2 という言い方をしましたけれどもいいのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今、中村誠吾委員が言われましたとおりでございます、路線排雪で 27 万立方メートルを見込んでおります。そ

れで、きめ細やかなというふうな表現でございましたが、除雪第 2 種路線の出動基準の見直しに伴いまして、4 万立方メートルふえるというような形で想定しております。

さらに、今年度からの取り組みでございます主要交差点の雪山処理の強化、それに伴いまして 1 万 2,000 立方メートルという形で、合わせて排雪量につきましては 32 万 2,000 立方メートルを今年度の予算として計上させていただいております。

#### ○中村（誠吾）委員

結構無理な仮説を立てるのですけれども、この 27 万立方メートルのときの根拠、平成 18 年度、19 年度、お聞きしたら 500 センチメートルとか 460 センチメートルぐらいのときの数値も使って作業量で見たという、ちょっと無理な想定かもしれないのだけれども、昔の総合除雪体制で見積もったら、この平成 27 年度の計画を従来でいくと、排雪量は幾らになりますか。それにきめ細やかなのを足したら幾らになるのか、具体的に答弁してください。

#### ○建設部安田次長

私のノウハウということではなくて、まずは平成 27 年度の予算ということで、従来からの考え方の中で考えてきた数字ということで、答弁をさせていただきたいと思います。

その中で、いわゆる 27 年度の計画、降雪量については 5 メートルという形で計画をしておりましたので、その中で今の話の延長で項目を説明いたしますと、路線の排雪が 34 万立方メートル、それで今きめ細やかなというふうにおっしゃいましたけれども、除雪の水準の見直しの部分を含めまして 38 万立方メートルで一応はできるという形で 27 年度の排雪量は計算してきたというところでございます。

#### ○中村（誠吾）委員

はっきりわかりました。ですから、今までどおりという言い方はしません。ただ平成 27 年度の予算で見ていった場合には、立方メートルとしてはやはり 34 万立方メートルがベースになってしまいますよね。そしてきめ細かいので 4 万立方メートルで 38 万立方メートルで議論になっています。逆の言い方をしますと、昨年度でも、排雪が入ってくれない、足りなかった、きめ細かいと言っているけれども、自分には影響なかったと言われているのです。それなのに 27 万立方メートルから始めていってどうするのだろう。それともう一つどうするのだろうというけれども、もっと言うと、それはむちゃではないですかと、市民の言ってきた意向で排雪が入ってくれなかったという苦情が入っているのです。

それともう一つ言いますけれども、根拠で言われている路面整正は今までもやってきました。でも、がたがた道路のためにも今回やります、すごくいいように話が聞こえるのだけれども、がたがた道路を歩いている年寄りの方はいません。買い物かごを下げて引っ張って、がたがた道路を歩いて横切る年寄りの方はいません。道路ですよ、ある程度路線として、車に乗っている人なのですよ、がたがたしなくてよかった。バスの人もバスに乗っているのです。市民の皆さんは生活道路をお願いと言っているのだと私は思います。除雪もお願いしていないとは言いません。でも、そういうところの面倒を見てくれと言っているのです。路面整正でおおむね好評を得ています。がたがた道路がなくてと、それはバスの事業者も市民の足のために必死にやってくれています、認めます。タクシーの運転手も私のがたがた道路よりはいいです。でも、今の 27 万立方メートルと 38 万立方メートルを比べたときに、余りにも無理ではないか。それは除排雪の中で排雪の要望も相変わらずあって、現実に来たのです、排雪をしてください。それでここです。排雪に私はもっと目を向けてくれと言いたいので、除雪するなどは言っていないから、除雪しないとどうにもならない。排雪をしてほしいと言っているところで、これに関して除雪と排雪で、これは事務方は知っているのでしょうか。どれだけの労力、費用がかかるのですか。私は排雪と除雪の中で排雪に傾けてほしいと言っているけれども、限られた予算もあるので、具体的にこれだけ排雪というのはすごい労力と費用がかかるとわかります、素人に教えてもらえますか。

## ○建設部安田次長

私どもは除雪の説明会でいろいろと話をさせていただいて、前回もいろいろと話したときに除雪と排雪の話をよくしています。その中で、雪対策課長、3代ぐらい前の課長から使っている数字なのですが、除雪1キロメートル当たり作業するのが2万円ぐらいかかりますという話をしています。

(「1キロメートルかい」と呼ぶ者あり)

1キロメートル当たり。

それで、その中で今度排雪の話です。排雪の部分につきましては、一晩でちょうど夜間排雪が、今、言った1キロメートル、同じ長さが排雪作業されています。こちらにつきましては大体3,000立方メートルぐらい一晩で出まして、1立方メートル当たり400円ぐらいですので、120万円ぐらいかかるという形で、全部私の言った数字ですので、全部仮説といったら申しわけないのですが、その計算の結果を勘案しますと、片や1キロメートル排雪すると120万円、除雪をすると2万円ということで、この数字を使ってよく60倍という話を市民の皆さんにはしているところです。

この中で除雪と排雪、ではどちらの作業をしますか。今のは第1種路線ですので、バス路線とかという部分ですので、直接生活路線の単価がそのままと言われると、また少しちょっと違う話になるのですが、おおむね今のイメージを持っていただければと思います。そういう中で、今ある程度の財布が決まった形の中で、1回120万円の部分を使うのか2万円の部分を使うのかという形の中で、いろいろな方策、また現場での対応という形の中では、まずは除雪をしっかりやっていって、その中で必要になったところを一応吟味してやっていくというときに、その60倍かかる費用でもやらなければいけないという決断をしていくというのが、今の小樽市の考え方ということで、まずは比較の部分では60倍という話と、大体必要な部分をことしからきちんと吟味してやっていきたいということの方針の話で、考え方を説明させていただきました。

## ○中村（誠吾）委員

私は、行政は説明責任を果たすべきだといつも思っています。それから考えますと、市民にもきちんと言わなければだめです。除雪でこう頑張るのです。排雪はなかなか行き届かないところがあるけれども、効率的にやります。押し雪もやります。これだけ排雪には貴重な税金をかけさせてもらっていますと言って理解してもらわないとだめです、その努力をしなければならぬ。

そして、もう一つこれは戻るけれども、やはりそれだったら、私はこの予算は、危険過ぎると基本的に思います。排雪してくれと来たときに、60倍でしょう。それで聞いたのです。だから、足りなかつたら補正するというのは、市役所の考え方としてだめです。何のために予算を組むのだということになる。根拠は何なのだということになるのです。ですから、もう一度申し上げますけれども、今、言ってもいろいろとこの間かみ合わないところがあるけれども、ただ今、安田次長が答弁したとおりの市民にきちんと説明してください。いいとは言わない、でも除雪はこう、排雪はこれで、これだけの予算でやらせてもらう、こういう根拠なのですよと言わないとだめだということ、もう一度申し添えて、私からは、これで質問を終わります。

## ○委員長

民進党の質疑を終結いたします。石田委員に移します。

---

## ○石田委員

### ◎道路除雪業務の登録について

それでは、本会議から引き続き、道路除雪業務に登録をする場合の条件緩和について質問をいたします。

除雪業者の登録においては、建設業者については従業員がなかなか集まってこない状況だと聞いております。このようなことから、来年度についても除雪業者はなかなか参加しづらい状況ではないでしょうか。そのようなこと

であれば、除雪制度を見直し、市内において除雪機械を所有している他業種の方もたくさんありますから、そういう方々にも登録制にして参加してもらえれば、かなりの企業が参加できると思います。きめ細やかな除排雪と公約に掲げている市長の政策にも合致するのではないのでしょうか。来年度に向け取り組んでもらえますでしょうか、お答えください。

○（建設）雪対策課長

今、地域総合除雪の除雪業者の登録について石田委員から質問がありましたが、地域総合除雪業務の除雪業者といたしまして、除雪機械を所有するという事は重要なことだという認識では一致しているところでございます。ただ、そのほかに地域総合除雪で業者にやっていただく作業といたしましては、工程の管理であったり、一つの業務でございますので成果品の作成、オペレーターの皆様につきましましては除雪機械の技術講習などを受けていただくというようなことが必要になるというふうに考えております。これらのことを踏まえまして、他都市の状況等の把握に現在努めているところでございまして、それらの状況等もあわせまして、現在、道路除雪に登録する要件といたしましては、「土木」、「建築」、「管」、「舗装」いずれかの建設業の許可を受けている業者としておりますが、これがどのように見直しができるのかということにつきましては、今後、分析してまいりたいというふうに考えております。

○石田委員

◎貸出ダンプ制度について

それでは、すごく基本的なことでもちょっと聞くのも恥ずかしいのですが、貸出ダンプ制度について質問します。

まず、改めて確認をさせていただきたいのですが、貸出ダンプ制度は、地域総合除雪業務と、その制度や意味合いが異なっていると理解しておりますけれども、この際、はっきりとその違いを説明してください。

○（建設）庶務課長

貸出ダンプ制度の目的になると思いますけれども、この制度自体は、地域総合除雪を補完する制度というふうには考えております。実際には、市民が居住する地域の冬期間における交通を確保するため、町会等が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプを派遣して運搬処理を行うことにより、町会等の排雪費用の軽減を図るものというふうに考えてございます。

○石田委員

それでは続きまして、今年度からは貸出日数が1回の申請で連続3日間までと変更になりました。これは、より多くの団体に利用してもらうための措置と理解しておりますけれども、私はまだ少なくともいいのではないかと考えております。市民への周知も進み、年々利用団体がふえていて、なかなか順番も回ってこないという苦情もあります。除排雪が入るところ、入らないところの格差が市民に不公平感を与えております。ですから、短期集中型にさせていただいて、それだけより多くの団体が利用でき、苦情も減るのではないかとと思いますが、この不公平感をなくすためにも、さらに日数を減らすことも視野に入れて検討していただきたいのですが、取り組んでいただけますでしょうか。

○（建設）庶務課長

利用日につきましては、おおむね平成27年度実績では3日以内ということで、今回見直しについては日数をこのように決めてございます。さらなる利用日の変更につきましては、今時点は考えてはございません。ただ、今後の利用状況を見て必要があれば検討はしたいというふうには考えてございます。

○石田委員

次に、組合によって受注額等が登録台数の按分比以上に差がついている件ですが、一部の組合側の説明では、営業努力の結果だとしているようですけれども、本来これは業者が営業して利用してもらう制度ではないということ、これは質問ではなくて要望なのでありますけれども、周知徹底をしていただきたいということでございます。

そして、次から質問になりますが、また組合への配車に当たり、組合がそれを受ける上で組合の管理体制もしっかりとしたチェック体制が必要と考えます。各組合における管理者の有無の把握、また職員の雇用関係を明確に証明できる書類の提出を義務づけるなど、組合としての実態をはっきりさせることが重要ですし、当然、組合にも監督責任があるものと考えます。そして、このようにしっかりと審査した上で、組合へ発注すると、発注者主導でやるということは、こういうことだと思いのですがよろしいでしょうか、見解を求めます。

○（建設）庶務課長

各組合とは契約をしてダンプの配車、それから雪の運搬を行っておりますので、その業務を責任を持ってするための方の配置については必要と考えておりますので、組合に対してはそのような配置は求めていきたいというふうには考えてございます。

○石田委員

よろしく願いいたします。

それではもう一つ、各組合において、いわゆる 4 トンダンプ、これをしっかり管理するとすれば、白ナンバーの有償派遣において、その登録台数にある程度制限が必要と考えます。1 業者で 7 台も 8 台も登録しているケースも見受けられますが、本来は、そういう業者は緑ナンバーにすべきであります。この制度からいって相当台数を白ナンバーで登録するという事は、当然、陸運局とも十分に相談すべきであるとも考えますが、除雪対策本部の見解をお願いいたします。

○（建設）庶務課長

現在、緑ナンバー以外に有償許可をもらって白ナンバーの使用については認められておりますけれども、緑ナンバーが不足をしているということで白ナンバーの使用が認められておりますので、そのことについては各組合としても理解をしているものと考えておりますので、現時点では市のほうから白ナンバーへの台数制限とかということについては特に考えてはございません。

○石田委員

次に、今年度は一応周知期間としてのことで、来年度から変更実施となる項目についてお尋ねいたします。

まず、貸出ダンプ制度の利用申し込みについて、積み込み業者による代理申請を今までは認めてきましたが、来年度からは町会などの利用する住民に直接申請してもらうこととなります。これは、長年にわたり業者主導で行われてきた経緯がありました。本来は、積み込みに当たっての費用は、利用団体が負担するという原則にもかかわらず、いわゆるゼロ円排雪などが横行した事実もありました。これも原点に立ち返って、業者も利用団体もきちんとルールを守って利用していただかないと困るわけです。

また、申請に当たっても、町会等の代表印も必要であります。そこで肝心なことは、小樽市のチェック体制であります。申請時の内容に基づいてきちんと精査し、現場にもしっかりと足を運ぶ。また、作業実施日の前日にも現場へ行き状況を確認し、終わった後も、その仕上がりをきちんとチェックする、そのようなことが大切だと思います。積み込み業者は積み込み業者、ダンプはダンプとはっきり分けて考えていただきたいと思います。各組合にも管理体制をとってもらわなければならないので、登録業者の管理もしっかりとやっていただきたいと考えます。パトロールの強化も含め、除雪対策本部の見解をお示しください。

○（建設）庶務課長

提出された書類につきましては、当然しっかりとチェックをする必要があると考えております。

また、パトロールの強化につきましては、昨年同様、今年度も行う予定であり、現場の確認もその中で行ってきたいというふうにご考えてございます。

○石田委員

◎地域総合除雪について

地域総合除雪について質問をいたします。

今年度は、一部第 3 種路線も試行的に除雪をするということですが、これは市民にとっても望まれる業務内容だと思います。そこでもう一つ、市民の要望は第 3 種路線のみならず、他の路線においても発生している、いわゆる置き雪の対策であります。玄関前や駐車場の出入り口など、朝起きて確認をすると、かき分けた後の置き雪が放置され、出入りが困難な状態になっております。その後、市民の方々がその置き雪を各自で始末するわけですが、高齢世帯や母子家庭などの世帯では、非常に厄介な重労働となっております。これを解消するために、かき分けた後、まさしく追いかけるようにロータリー車を活用し、出入り口の確保を行う。これを実施することにより、市民の願いも満たされますし、ロータリー車の活用により雪がより締まって雪山の堆積も小さく抑えられるというメリットもあります。また、これだけやれば、当然、道路両脇のすり鉢状態も解消できるなど一石二鳥であります。排雪のためだけにロータリー車があるわけではないのです。ふだん遊ばせているのもったいないと思いませんか。

このように排雪や拡幅除雪のみならず、日常的にロータリー車をフル活動させ、置き雪がなくなれば、大半の市民に喜ばれます。いずれにしても、市の貸与ですから安く済みますし、これこそがきめ細やかな除雪ではないでしょうか。過去にもそのように取り組んでいたと聞いております。業者に配付する除雪業務共通仕様書の中にも、このロータリー車の活用をぜひうたっていたいただきたいのですが、取り組んでいただけますでしょうか。

#### ○（建設）雪対策課長

まず、置き雪対策としてロータリー除雪車の活用ということが質問の中にございましたが、市内全域の除雪というのは、基本的にかき分け除雪を行ってありまして、それに対して全ての路線でロータリー除雪車がついていって置き雪対策をするというのは、機械の台数や金銭的な面も含めて今それを検討することは困難というふうに考えております。その上で置き雪対策といたしましては、一つの手法ではございますが、沿道の空き地にかき分けた雪等を投入する、我々は雪押し場と言っておりますが、雪押し場の確保にまずは努めてまいりたいというふうに考えております。

また、過去においてロータリー除雪車を置き雪対策もしくは新雪除雪に利用した実績があるというふうに、今、石田委員から質問がございましたが、これについては私どものほうで過去の経緯等を把握しておりませんので、過去の経緯等について、どういう整理をしたかも含めて把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、市内で、今、除雪で使っているのがグレーダーであったりロータリー除雪車であったりタイヤドーザーであったりいたします。これらについては機械ごとに特徴があって長所、短所、比べたときというのがございます。ロータリー除雪車であれば高いところに積むことが可能でありますし、どちらかという除雪においては拡幅除雪に適しているというような形で、我々も押さえているところでございます。タイヤドーザーに比べて、ロータリー除雪車は作業のスピードが落ちるという点もございますので、新雪除雪には今までも不向きではないかというふうな認識でございました。いずれにいたしましても機械を効率的に使うということであったり、必要なときに遊んでいるというような状況というのはあってはならないことだと思いますので、効率的な運用と道路状況ですね、道路も狭いところもあれば広いところもありますし、道路の板が厚いところもあれば薄いところもありますので、その辺に向けて効率的で現場に合った機械の選択ということについては、効率的な使用が必要でございますので、この旨については業者の皆様にもきちんと説明してまいりたいというふうに考えております。

#### ○建設部安田次長

ロータリー除雪車の実績があったということで、昔のことは私から答弁をさせていただきます。

第 3 ステーションで望洋台のコの字と言いましょか、生活路線の中で平成 9 年ぐらいにロータリー除雪車で一時除雪という作業を行ってました。その中で、どうしても第 3 種路線ですので、年間 6 回ぐらい入れるような予算づけでやっていたのですけれども、ロータリー除雪車で置き雪なしと申しましょか、そのころまだ住宅も余り建っていない時期でしたので、要望等の中でロータリー除雪車で最初は入っていたということ覚えております。

その後、平成 13 年ごろ、再度私がいたところに総合除雪の形になったときに、ある程度住宅が張りつきまして、その 6 回が、いわゆるロータリー除雪車で行けないという部分がありまして、もう少し入ってほしい。そしてなおかつ降雪があって、なるべく近い時期に入ってほしいのだという部分があって、第 3 種路線については、路面が壊れたときに入るといっているのですけれども、6 回もなかなか入れてなかったのも、今度のはかき分けで入ってみた。そうすると逆に、数多く入っていただけるということで、今は普通の除雪のほうが入ったということで、今までの事例としては、ロータリー除雪車の一時除雪よりは早いかき分け除雪のほうが、あそこの地区では喜ばれたという形になって、小樽市内、今はロータリー除雪車で除雪は行っていないというのが実情でございます。

今、雪対策課長から答弁したように、経費と機械の特性をあわせて、総合的に判断をしながら除雪については取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

#### ○石田委員

最後の質問ですけれども、これは説明を聞いてわかりましたけれども、経費的な問題、それから機械の台数の問題、これはありますが、やはりこの除雪の問題も年々いろいろ検証を重ねてよりよいものに。今、私の言ったロータリー車が後を追いかけるなんていうことがもし可能であれば、本当に私は、市民の皆さんに喜んでいただけると思うのです。やはりこれは本当に将来的な目標ができるのかどうかわかりませんが、そういうことをひとつ念頭にに入れて、よりよいものに突き進んでいっていただきたいと思います。私の質問は終わります。

#### ○委員長

石田委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は、追ってお知らせいたします。

休憩 午後 5 時 23 分

再開 午後 5 時 44 分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

#### ○川畑委員

継続審査中の陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方についての採択を求める討論を行います。

市道御膳水仲通線の側溝一部改修方については 5 月末に舗装工事が行われました。陳情の趣旨は側溝を改修して雪解け水や雨水が側溝に流れ込む状態にしてほしいとの申し出であり、雪解け時期の状況や経過を見て判断していくことになります。

陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方については、平成 27 年度の冬は少雪によって何とか過ごしてきました。この地域の福祉施設や保育園に関係する車両の交通量、北山中学校や高島小学校の通学路になっている特殊性を考慮すれば、直ちに対処すべきであります。地域住民の安全、車両事故の防止の観点からも、特段の配慮が必要であり、陳情の願意は妥当です。

詳しくは本会議においていたしますけれども、議員各位には陳情の趣旨を御理解いただき、採択をお願い申し上げます。

#### ○中村（誠吾）委員

継続審査中の陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、このことについて継続審査とする考えで

討論いたします。

このことについて、我が会派はこれまで採択という考えで臨んでおりましたが、以下の理由から継続審査とさせていただきます。それは、この間、平成 28 年度に入り春になりましてから、理事者におかれては、この御膳水仲通線のこれらの問題に対して、工事手法の検討をされ、一つではなく、一つは臨時市道整備事業にやる整備とするか、または 2 番目として舗装のオーバーレイにするか、または舗装の打ちかえ等にするかということを実際に考えられて検討をされて、最後の舗装の打ちかえということでありました。このことについては、課題の解決が可能な早期に開始できる、施工できるという判断のもとに開始されたと思っております。結果として、ここの側溝等については私は何度か見てまいりました。そしてこの春から、雪解けから、そして台風のときも見てまいりました。結果としまして十分にその要件に応え、一定程度理解のできるものとなっていると判断いたしましたので、継続審査とすることにいたしましたので、討論を終わります。

**○委員長**

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 4 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第 10 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

継続審査と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。